

# 高松市・香川町の 住民負担・行政サービスの現況調査結果等

## 目 次

1 高松市・香川町の住民負担・行政サービスの現況調査の結果について .....	1
2 高松市・香川町の財政状況について .....	30
3 三位一体改革と地方交付税について .....	41

1 高松市・香川町の住民負担・行政サービスの現況調査の結果について

【住民負担・行政サービス一覧 総務-①】(平成15年4月1日現在)

		高松市	香川町
・広報活動			
①印刷媒体	・広報紙の発行		
	(名称)	広報たかまつ	広報かがわ
	(発行日)	毎月1日・15日発行	毎月3日発送(3日が休日の場合は前後の日)
	(型式)	A4判 8頁 6回 16頁 18回	A4判 16頁 年8回 20頁 年4回
	(部数)	1回 126,500部	1回 7,700部
	・点字広報の発行		
	(名称)	点字広報	なし
	(発行日)	毎月10日発行	
	(型式)	B5判 20頁	
	(部数)	1回 100部	
②その他	・声の広報		
	(名称)	声の広報(視覚障害者用)	声の広報(視覚障害者用)
	(発行日)	毎月1回	毎月 1回
	(型式)	カセットテープ 60分	カセットテープ 60分
	(備考)	100本	90~100本 ※町社会福祉協議会登録ボランティア団体実施

【住民負担・行政サービス一覧 総務-②】(平成15年4月1日現在)

高松市			香川町			
専 門 相 談	①市民相談コーナーでの相談		①町民相談			
	相談種別・内容	相談員	実施日時	相談種別・内容	相談員	実施日時
	市政相談	市民相談員	月～金曜日 8:30～17:00	人権相談	人権擁護委員 弁護士	第3水曜日 10:00～15:00
	一般相談	市民相談員	月～金曜日 8:30～17:00	行政相談	行政評価支局職員 行政相談員	第3水曜日 10:00～15:00
	人権法律相談	法務局職員 人権擁護委員	毎週月曜日 10:00～15:00	障害者相談	身体障害者相談員	第3水曜日 9:00～12:00
	弁護士法律相談	弁護士	毎週火曜日 第1・3木曜日 13:00～16:00	心配ごと相談	民生委員	毎週水曜日 9:00～12:00
	行政相談	行政評価支局職員 行政相談委員	毎週水曜日 10:00～15:00	各種健康相談	保健師	月～金曜日 8:20～17:10
	税務相談	国税局・県税事務所 市税務関係職員	第2金曜日 10:00～15:00			
	戸籍相談	市民課職員	第3火曜日 9:00～16:00			
	経営相談	公認会計・税理士 中小企業診断士	第3木曜日 13:00～16:00			
	緑化相談	公園緑地課職員	第2・4火曜日 9:00～16:00			
	消費生活相談	消費生活相談員	月～金曜日 8:30～17:00			
	育児相談	育児相談員	月～金曜日 9:00～16:00			
健康相談	保健師	月～金曜日 8:30～17:00				
②一日合同行政相談 四国行政評価支局と共催で、相談所を開設。 開催回数 毎年1回			なし			
③市政モニター 市政についての意見や市民意識を提言文やアンケート等を通じて聴取し、市政に反映。 人員…47人 任期…2年間			なし			

【住民負担・行政サービス一覧 企画財政－①】(平成15年4月1日現在)

		高松市	香川町		
・住民税					
①個人					
均等割		年額2,500円	年額2,000円		
所得割	200万円以下の金額	税率3%	税率3%		
	200万円を超える金額	税率8%	税率8%		
	700万円を超える金額	税率10%	税率10%		
納期(普通徴収)		4期 (6・8・10・12月)	4期 (6・8・10・1月)		
②法人					
均等割	資本等の金額	従業者数50人以下	従業者数50人を超える	従業者数50人以下	従業者数50人を超える
	50億円を超える	年額492千円	年額3,600千円	年額410千円	年額3,000千円
	10億円を超え50億円以下	年額492千円	年額2,100千円	年額410千円	年額1,750千円
	1億円を超え10億円以下	年額192千円	年額 480千円	年額160千円	年額 400千円
	1千万円を超え1億円以下	年額156千円	年額 180千円	年額130千円	年額 150千円
	1千万円以下	年額 60千円	年額 144千円	年額 50千円	年額 120千円
	上記以外の法人	年額60千円		年額50千円	
法人税割		税率14.7%	税率12.3%		

【住民負担・行政サービス一覧 企画財政－②】(平成15年4月1日現在)

	高松市	香川町
・軽自動車税		
・原動機付自転車		
50cc以下	年額1,000円	年額1,000円
50ccを超え90cc以下	年額1,300円	年額1,200円
90ccを超え125cc以下	年額1,700円	年額1,600円
ミニカー	年額2,500円	年額2,500円
・軽自動車		
2輪	年額2,600円	年額2,400円
3輪	年額3,400円	年額3,100円
4輪以上		
乗用 営業用	年額6,200円	年額5,500円
乗用 自家用	年額7,800円	年額7,200円
貨物 営業用	年額3,400円	年額3,000円
貨物 自家用	年額4,300円	年額4,000円
専ら雪上を走行するもの	年額2,600円	年額2,400円
・小型特殊自動車		
農耕作業用のもの	年額1,700円	年額1,600円
その他のもの	年額5,100円	年額4,700円
・2輪の小型自動車		
250ccを超えるもの	年額4,300円	年額4,000円
納期	5月	4月

【住民負担・行政サービス一覧 企画財政－③】(平成15年4月1日現在)

	高松市	香川町
・固定資産税		
納税義務者等	1月1日現在の固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者	1月1日現在の固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者
税率及び免税点	課税標準額の1.4/100(標準税率)  (免税点) 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満	課税標準額の1.4/100(標準税率)  (免税点) 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満
納期	4期 (4・7・9・11月)	4期 (5・7・9・11月)
・特別土地保有税	※平成15年度から課税凍結	※平成15年度から課税凍結
納税義務者等	1月1日において基準面積以上の土地を保有する者(保有) 1月1日または7月1日前1年間に基準面積以上の土地を取得した者(取得)	1月1日において基準面積以上の土地を保有する者(保有) 1月1日または7月1日前1年間に基準面積以上の土地を取得した者(取得)
課税標準及び税率	課税標準額は取得価額とする。 免税点 5,000㎡未満 (保有) ・取得価額または修正所得価額のうちいずれか低い額の1.4/100 (取得) ・取得価額の3/100	課税標準額は取得価額とする。 免税点 5,000㎡未満 (保有) ・取得価額または修正所得価額のうちいずれか低い額の1.4/100 (取得) ・取得価額の3/100
納期	保有……5月 取得……2月または8月	保有……5月 取得……2月または8月

【住民負担・行政サービス一覧 企画財政－④】(平成15年4月1日現在)

	高松市	香川町
・入湯税		
納税義務者	鉱泉浴場における入湯客 (特別徴収義務者: 鉱泉浴場の経営者)	なし
課税標準及び税率	入湯客1人1日につき 150円	
納期	特別徴収義務者が毎月分を翌月15日までに申告納入	

○税関係証明手数料

(単位:円)

	納税証明	市(町)民税 関係証明	固定資産税 関係証明	営業証明	その他の証明
	1件につき	1件につき	1件につき	1件につき	1件につき
高松市	350	350	350	350	350
香川町	300	300	300	300	300

(単位:円)

	住宅用 家屋証明	関 覧 手 数 料			
		土地・家屋 名 寄 帳	土地閲覧用 台 帳	家屋閲覧用 台 帳	地 籍 図
		1通につき	5筆ごとに	5棟ごとに	1枚につき
高松市	1,300	350	350	350	350
香川町	300	1件につき 300	1件につき 300	1件につき 300	300

【住民負担・行政サービス一覧 市民①】(平成15年4月1日現在)

	高松市		香川町															
・国民健康保険料(税)																		
保険料率等	医療給付費分	介護納付金分	医療給付費分	介護納付金分														
所得割	7.0%	0.9%	6.0%	0.65%														
資産割	26.9%	5.0%	25.0%	5.0%														
均等割(1人)	29,100円	5,500円	27,600円	6,000円														
平等割(世帯)	24,200円	3,300円	27,600円	3,900円														
課税限度額	530,000円	70,000円	530,000円	80,000円														
徴収回数	年8回		年8回															
(設定例) ・4人家族(うち、40歳以上64歳まで 2人) ・給与所得200万円 ・固定資産税5万円																		
所得割	116,900円	15,030円	100,200円	10,855円														
資産割	13,450円	2,500円	12,500円	2,500円														
均等割	116,400円	11,000円	110,400円	12,000円														
平等割	24,200円	3,300円	27,600円	3,900円														
計	270,900円 (百円未満切捨て)	31,800円 (百円未満切捨て)	250,700円 (百円未満切捨て)	29,200円 (百円未満切捨て)														
合計	302,700円		279,900円															
・窓口業務の延長	<p>窓口の夜間等の延長業務は、行っていない。                      ただし、繁忙期においては、窓口取扱時間の延長を行っている。                      (平成15年3月24日～4月4日、平日の午後7時まで延長。)                      なお、高松天満屋9階において市民サービスセンターを開設し、                      戸籍謄(抄)本、住民票、印鑑登録証明書などを発行している。                      開業日：平日及び土・日曜日、祝日。ただし、年末・年始                      (12月29日～1月3日)及び高松天満屋の休業日は除く。                      開業時間：午前10時～午後6時30分</p>		<p>窓口の延長業務は行っていない。                      ただしICカードにより、住民票・印鑑登録証明書を発行する                      自動交付機を、年末年始を除き、午後8時まで                      毎日(土・日・祝日含む)稼働している。</p>															
・市(町)民葬儀制度	<p>・葬儀に対する経済的負担の軽減                      (種類および料金)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A型</td> <td>230,000円</td> </tr> <tr> <td>B型</td> <td>130,000円</td> </tr> </tbody> </table>		種類	料金	A型	230,000円	B型	130,000円	<p>・葬儀に対する経済的負担の軽減                      (種類および料金)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A型</td> <td>230,000円</td> </tr> <tr> <td>B型</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>やすらぎ苑葬</td> <td>120,000円</td> </tr> </tbody> </table>		種類	料金	A型	230,000円	B型	130,000円	やすらぎ苑葬	120,000円
種類	料金																	
A型	230,000円																	
B型	130,000円																	
種類	料金																	
A型	230,000円																	
B型	130,000円																	
やすらぎ苑葬	120,000円																	



【住民負担・行政サービス一覧 市民－②】(平成15年4月1日現在)

○各種証明手数料

(単位:円)

	戸 籍 関 係				除 籍	
	謄本・抄本 1通につき	記載事項証明 1件につき	受 理 証 明 書		謄本・抄本 1通につき	記載事項証明 1件につき
			1通につき	1通につき		
高松市	450	350	350	(上質紙) 1400	750	450
香川町	450	350	350	(上質紙) 1400	750	450

(単位:円)

	戸籍附票	住 民 票			印 鑑	
	写 し 1通につき	写 し 1通につき	記載事項証明 1件につき	閲 覧 1回1世帯につき	登録証明書 1通につき	印鑑登録証 1件につき
高松市	350	350	350	350	350	350
香川町	300	300	300	300	300	300

(単位:円)

	そ の 他					
	身分証明書 1通につき	埋火葬証明 (写し) 1通につき	その他の証明 出産一時金請求の ための出生証明	外国人登録済 証 明 書 1件につき	公的年金受給者の 現況届証明	その他の証明 1件につき
高松市	350	350	無料	350	無料	350
香川町	350	350	無料	300	無料	300

【住民負担・行政サービス一覧 市民 - 】(平成15年4月1日現在)

		高松市	香川町
医療費助成	医療費の自己負担分を助成		医療費の自己負担分を助成
乳幼児	県補助事業	(所得制限)あり (受給対象者) 6歳未満児 (給付方法) 償還給付、(現物給付)	県補助事業 (所得制限)あり (受給対象者) 6歳未満児 (給付方法) 償還給付・(現物給付)
	市単独事業	(所得制限)なし (受給対象者) 6歳未満児 (給付方法) 現物給付、償還給付	町単独事業 (所得制限)なし (受給対象者) 6歳未満児 (給付方法) 現物給付・償還給付
老人	県補助事業	平成15年度より廃止 (受給対象者) 68歳、69歳老人 (ただし、昭和8年3月31日以前生まれの者)	県補助事業 平成15年度より廃止 (受給対象者) 68歳、69歳老人 (ただし、昭和8年3月31日以前生まれの者)
心身障害者	県補助事業	(所得制限)あり (受給対象者) ・身体障害者手帳1～3級 ・療育手帳(A), A(B) ・身体障害者手帳4級かつ 戦傷病者手帳特別項症～第4項症 (給付方法) 償還給付、(現物給付)	県補助事業 (所得制限)あり (受給対象者) ・身体障害者手帳1～3級 ・療育手帳(A), A(B) ・身体障害者手帳4級かつ 戦傷病者手帳特別項症～第4項症 (給付方法) 償還給付・(現物給付)
	市単独事業	(所得制限)なし (受給対象者) ・上記補助事業において、所得制限で対象外となったもの ・身体障害者手帳4級 ・療育手帳B ・戦傷病者手帳特別項症～第7項症 (給付方法) 現物給付、償還給付	町単独事業 (所得制限)あり (受給対象者) ・身体障害者手帳4級 ・療育手帳 ・戦傷病者手帳特別項症～第7項症 (給付方法) 現物給付・償還給付
母子家庭等	県補助事業	(所得制限)あり (受給対象者) 母子家庭(父子家庭の子を含む)の母・児童など (給付方法) 償還給付、(現物給付)	県補助事業 (所得制限)あり (受給対象者) 母子家庭(父子家庭の子を含む)の母・児童など (給付方法) 償還給付・(現物給付)

【住民負担・行政サービス一覧 市民④】(平成15年4月1日現在)

		高松市	香川町		
・防犯灯		・防犯灯新設等助成 防犯灯の新設、切替、移設および補修工事なら びに維持管理に要する経費の一部を助成	・防犯灯新設等補助 自治会等が防犯灯の設置工事等をする場合、適当と 認められるものに対し補助金を交付		
区分		助成金額	助成基準		
新 設 工 事	新設工事	全額 21,000円	市長が指定した20ワット蛍光 防犯灯を、原則として既存の 電柱に設置するとき		
	切替工事	全額 22,700円	既存の白熱防犯灯を新設工 事に準じて蛍光防犯灯に切り 替えるとき		
				設置工事費一式 20,000円未満	設置工事費×70% 100円未満端数切り捨て
				設置工事費一式 20,000円以上	15,000円一律
	最高限度額は15,000円		1基1灯とし、原則として 20ワット蛍光防犯灯を 既存の電柱に設置し、 維持管理を設置した自 治会等で行うもの		
移設工事	工事費の50%。 但し、1灯当たりの 助成額が9,000 円を超える場合は、 9,000円を限度	既存の防犯灯のうち電柱の 建て替え、または、道路の変 更その他により、灯具を移設 するとき(水銀灯は除く)	なし		
				設置工事費一式 20,000円未満	設置工事費×70% 100円未満端数切り捨て
補修工事	9,000円を限度	既存の防犯灯のうち灯具(白 熱電球、管球類交換は除く) を修理するとき(水銀灯は除 く)	なし		
				設置工事費一式 20,000円以上	15,000円一律
最高限度額は15,000円		10年以上経過しているもの			
維 持 管 理	蛍光灯管球 類の交換	全額 4,000円	防犯灯の管球類を交換する とき		
	白熱電球の 交換			なし	
	電気料金	白熱灯40ワット (蛍光灯20ワット) 電気料相当額以内	蛍光防犯灯、白熱防犯灯お よび水銀防犯灯のうち市長が 指定したもの	なし	

【住民負担・行政サービス一覧 市民－⑤】(平成15年4月1日現在)

	高松市	香川町																						
・自治会集会所	<p>・自治会集会所新築等助成 地域住民活動の拠点である自治会集会所の新設等の整備に対する助成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>補助対象限度額</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集会所の新築 (改築・購入)</td> <td>1,800万円(ただし、安全設備を行う場合は、当該設備に要した額[100万円を限度とする]を、浄化槽の整備を行う場合は当該整備に要した額[100万円を限度とする]を上乗せすることができる。)</td> <td rowspan="3">50%以内</td> </tr> <tr> <td>集会所の増築</td> <td>200万円(ただし、安全設備の整備を行う場合にあっては、当該設備に要した額[100万円を限度とする]を上乗せすることができる。)</td> </tr> <tr> <td>集会所の改修 (改造・修繕)</td> <td>200万円(ただし、安全設備の整備を行う場合は、当該整備に要した額[100万円を限度とする]を、浄化槽の整備を行う場合は、当該整備に要した額[100万円を限度とする]を上乗せすることができる。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※次に掲げる経費については、補助金交付の対象としない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①各種公共事業に伴う環境整備事業等により、国・県・市等から集会所の新築等に係る補助金等の交付を受けている、または交付が予定されている場合</li> <li>②集会所を新築、増築する敷地の購入、借入れ、また、土地の造成に要する費用</li> <li>③建物の総面積が9.917平方メートル未満の集会所の新築または増築に要する費用</li> <li>④集会所の新築、増築又は改修に要する総額が50万円未満の費用</li> <li>⑤既存の建築物を解体し、または移転して集会所を建築しようとする場合の当該建築物の解体または移転に要する費用</li> <li>⑥塀、門、物置等、集会所本体以外の附属建物等の建設に要する費用</li> <li>⑦カーペットやカーテンの設置・取替に要する費用(カーテンレールの設置に要する費用は除く)</li> <li>⑧座布団、机、椅子、食器類等の備品購入に要する費用</li> <li>⑨年度内における同一集会所に係る補助金交付の2回目以降の申請</li> </ol>	事業名	補助対象限度額	補助率	集会所の新築 (改築・購入)	1,800万円(ただし、安全設備を行う場合は、当該設備に要した額[100万円を限度とする]を、浄化槽の整備を行う場合は当該整備に要した額[100万円を限度とする]を上乗せすることができる。)	50%以内	集会所の増築	200万円(ただし、安全設備の整備を行う場合にあっては、当該設備に要した額[100万円を限度とする]を上乗せすることができる。)	集会所の改修 (改造・修繕)	200万円(ただし、安全設備の整備を行う場合は、当該整備に要した額[100万円を限度とする]を、浄化槽の整備を行う場合は、当該整備に要した額[100万円を限度とする]を上乗せすることができる。)	<p>・区(自治会)集会所建築等補助金交付 地域住民活動の拠点である区(自治会)集会所の新設等の整備に対する補助金交付</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>補助条件</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新築</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係区民の総意により建設する共同施設で、公共の用に供し得るもの</li> <li>・施設の共同利用の範囲が20戸以上のもの</li> <li>・施設の建築面積が33㎡以上のもの</li> </ul> </td> <td>施設を共同使用する戸数1戸当たり5,000円を乗じた額と、固定資産税課税対象家屋評価の例に準じて評価した額から減耗額を減じて得た額100点当たり100円を乗じて得た額の合計額以内 [300万円を限度とする]</td> </tr> <tr> <td>増築</td> <td>既設の集会所の増築</td> <td>増築に要した経費の1/2以内 [50万円を限度とする]</td> </tr> <tr> <td>改修 (改築) (修繕)</td> <td>既設の集会所の建物本体及びこれに附帯する設備等の修繕</td> <td>増築に要した経費の1/2以内 [50万円を限度とする]</td> </tr> </tbody> </table> <p>※次に掲げる経費並びに場合については、補助金交付の対象とならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種公共事業に伴う環境整備事業等により、国・県・町等から集会所の新築に係る補助金等の交付を受けている、又は交付が予定されている場合</li> <li>・集会所を新築、増築する敷地の購入、借入れ、また、土地の造成に要する費用</li> <li>・当該施設に補助条件以外の目的外施設が併設されている場合の目的外部分</li> <li>・補助金の交付を受けようとする事業実施年度の10月末日までに町と事前協議が出来ていない場合</li> <li>・カーペットやカーテンの設置・取替に要する費用(カーテンレールの設置に要する費用は除く)</li> <li>・座布団、机、椅子、食器類等の備品購入に要する費用</li> <li>・年度内における同一集会所に係る補助金交付の2回目以降の申請</li> </ul>	事業区分	補助条件	補助金額	新築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係区民の総意により建設する共同施設で、公共の用に供し得るもの</li> <li>・施設の共同利用の範囲が20戸以上のもの</li> <li>・施設の建築面積が33㎡以上のもの</li> </ul>	施設を共同使用する戸数1戸当たり5,000円を乗じた額と、固定資産税課税対象家屋評価の例に準じて評価した額から減耗額を減じて得た額100点当たり100円を乗じて得た額の合計額以内 [300万円を限度とする]	増築	既設の集会所の増築	増築に要した経費の1/2以内 [50万円を限度とする]	改修 (改築) (修繕)	既設の集会所の建物本体及びこれに附帯する設備等の修繕	増築に要した経費の1/2以内 [50万円を限度とする]
	事業名	補助対象限度額	補助率																					
集会所の新築 (改築・購入)	1,800万円(ただし、安全設備を行う場合は、当該設備に要した額[100万円を限度とする]を、浄化槽の整備を行う場合は当該整備に要した額[100万円を限度とする]を上乗せすることができる。)	50%以内																						
集会所の増築	200万円(ただし、安全設備の整備を行う場合にあっては、当該設備に要した額[100万円を限度とする]を上乗せすることができる。)																							
集会所の改修 (改造・修繕)	200万円(ただし、安全設備の整備を行う場合は、当該整備に要した額[100万円を限度とする]を、浄化槽の整備を行う場合は、当該整備に要した額[100万円を限度とする]を上乗せすることができる。)																							
事業区分	補助条件	補助金額																						
新築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係区民の総意により建設する共同施設で、公共の用に供し得るもの</li> <li>・施設の共同利用の範囲が20戸以上のもの</li> <li>・施設の建築面積が33㎡以上のもの</li> </ul>	施設を共同使用する戸数1戸当たり5,000円を乗じた額と、固定資産税課税対象家屋評価の例に準じて評価した額から減耗額を減じて得た額100点当たり100円を乗じて得た額の合計額以内 [300万円を限度とする]																						
増築	既設の集会所の増築	増築に要した経費の1/2以内 [50万円を限度とする]																						
改修 (改築) (修繕)	既設の集会所の建物本体及びこれに附帯する設備等の修繕	増築に要した経費の1/2以内 [50万円を限度とする]																						

【住民負担・行政サービス一覧 健康福祉－①】(平成15年4月1日現在)

		高松市	香川町
・介護保険料			
保険料基準額		(第1号被保険者) 年額 40,400円 徴収回数一年8回	(第1号被保険者) 年額 36,000円 徴収回数一年8回
・高齢者福祉			
①敬老祝金(品)支給	(対象)	77歳、88歳、99歳以上	(対象) 75歳以上
	(支給内容)	77歳 10,000円 88歳 20,000円 99歳以上 30,000円 ※別に、祝品贈呈事業あり	(支給内容) 75歳以上該当者全員(3,000円相当の敬老祝品) 当年90歳該当者(5,000円相当の特別祝品) 夫婦で170歳と171歳(10,000円相当の特別祝品) 93歳以上の在宅高齢者(5,000円相当の慰問贈呈品)
②寝たきり老人入浴サービス事業		※介護保険制度へ移行	※介護保険制度へ移行(町社会福祉協議会で実施)
③介護見舞金支給事業	(対象)	65歳以上の寝たきり高齢者・痴呆性高齢者を6カ月以上在宅で介護している者	(対象) 町内に1年以上居住する65歳以上の在宅高齢者で、要介護認定4又は5を受けた者を、6ヶ月以上在宅で常時介護している者
	(内容)	生計中心者の前年分所得が800万円以下の世帯が対象 月額6,000円	(内容) 年額48,000円
④在宅福祉サービス助成事業	(内容)	市社会福祉協議会が市民参加により実施している家事・介護・食事などのサービスを行う会員制の在宅福祉サービス事業に助成している。また、65歳以上の在宅のひとり暮らし高齢者などで、市民税非課税の者がこの食事サービスを利用する場合に、1食当たり250円を助成している。	(対象) ・給食サービス 概ね65歳以上の一人暮らし高齢者等の世帯で、この事業を利用することにより栄養の改善が認められる者
			(回数) 週2回
			(費用) 一食当たり450円の内、自己負担額150円、300円を助成している。
⑤老人福祉施設整備事業助成及び利子補給	(内容)	平成15年度から廃止	社会福祉法人等が施設整備のため、社会福祉・医療事業団から資金借入を行った場合、予算の範囲内で借入金に係る利子補給を行う。
⑥老齢年金		なし	なし
⑦家族介護慰労事業		③の介護見舞金支給事業において対応	(対象) ・要介護認定で4又は5と判定され過去1年間介護保険のサービスを受けなかった者 ・概ね3ヶ月以上の長期入院をしていない者 ・町民税非課税世帯の在宅者
			(補助内容) 年額10万円

【住民負担・行政サービス一覧 健康福祉 - 】(平成15年4月1日現在)

	高松市		香川町	
・身体障害者福祉				
福祉タクシー 助成事業	(対象)	身体障害者手帳1・2級および補装具としての車いすを使用している障害者(児)ならびに療育手帳(A)、A該当者、精神障害者保健福祉手帳1・2級	(対象)	なし
	(助成額)	チケット制 1回1枚500円 年間:1級(A)・車いす - 30枚 , 2級、A - 15枚	(助成額)	
更生医療 自己負担額 費用助成	(県補助事業)		(県補助事業)	
	(対象)	更生医療の給付を受けている者	(対象)	身体障害者医療の資格のある者で 更生医療の給付を受けている者
	(助成額)	更生医療自己負担分の助成	(助成額)	更生医療自己負担分の助成
補装具 給付費用自己 負担額助成	(対象)	補装具の給付を受けている者	(対象)	なし
	(助成額)	補装具給付に伴う自己負担分の助成	(助成額)	
障害者福祉金	(対象)	身体障害者手帳3級以上の者、療育手帳(A)、A、(B)の者、及び精神障害者保健福祉手帳1・2級の者で、高松市に引き続き1年以上住所を有する20歳以上の者	(対象)	なし
	(助成額)	障害者1人につき年額15,000円	(助成額)	
障害児福祉金	(対象)	身体障害者手帳3級以上の者、療育手帳(A)、A、(B)の者及び精神障害者保健福祉手帳1・2級の者で、高松市に引き続き1年以上住所を有する20歳未満の者	(対象)	町内に1年以上居住する20歳未満の者で、身体又は精神に 重度又は中度以上の障害を持っている者(特別児童扶養手当 の規定に該当する心身障害児)
	(助成額)	児童1人につき年額20,000円	(助成額)	児童1人につき年額24,000円
心身障害者 (児)紙おむつ 給付事業	(対象)	3歳以上65歳未満の障害者で、身体障害者手帳1級(下肢機能障害・体幹機能障害・内部障害)または療育手帳(A)のうち、概ね6カ月以上寝たきりでおむつを必要とする者	(対象)	補装具給付事業に含まれる
	(助成額)	1月60枚の紙おむつを給付	(助成額)	
介護見舞金	(対象)	身体障害者手帳1・2級を所持し、日常生活動作評価表8点以上及び療育手帳(A)、Aを所持し、日常生活能力判定表12点以上の20歳以上65歳未満の在宅重度障害者を常時介護している者(高松市に1年以上住所を有し、生計中心者の前年分所得が、800万円以下の者)	(対象)	なし
	(助成額)	月額6,000円	(助成額)	

【住民負担・行政サービス一覧 健康福祉 - 】(平成15年4月1日現在)

	高松市	香川町
・児童福祉		
乳児・障害児 保育	・乳児保育	・乳児保育
	(対象) 各保育所によって異なる(2カ月～6カ月)	(対象) 10ヶ月からの乳児
	(実施箇所) 公立21箇所 私立24箇所	(実施箇所) 公立6箇所
	・障害児保育	・障害児保育
	(対象) 健常児と集団生活が可能か、または、介助を要するが集団生活が必要と思われる児童	(対象) 健常児と集団生活が可能で日々通所でき、かつ介助を要するが集団生活が必要と思われる児童
	(実施箇所) 公立15箇所 私立12箇所	(実施箇所) 公立6箇所
延長保育	(実施箇所) 公立10箇所 私立24箇所	(実施箇所) 公立3箇所
	(延長時間) 公立は午後6時30分～午後7時、私立は保育所により異なる。	(延長時間) 午後6時～午後7時
保育料	(階層区分) D6まで(10階層)	(階層区分) D6まで(9階層)
	(最高額) 3歳未満児 53,000円 3歳児 34,000円 4歳以上児 29,000円	(最高額) 3歳未満児 46,000円 3歳児 31,000円 4歳以上児 26,000円
	(軽減措置) ・B～D2階層では、一番上の児童は全額で、2人目は1/2、その他の児童は1/10 ・D3～D6階層では、一番下の児童が全額で、2人目は1/2、その他の児童は1/10 ・市単独の軽減措置として、同一世帯で3人以上の児童を養育している世帯の出生順位が第3位以降の児童のうち、3歳未満児の保育料は免除、3歳以上児の保育料はD2階層以下免除・D3階層以上半額に軽減	(軽減措置) ・B～D2階層では、一番上の児童は全額で、2人目は1/2、その他の児童は1/10 ・D3～D6階層では、一番下の児童が全額で、2人目は1/2、その他の児童は1/10 ・町単独の軽減措置として、同一世帯で3人以上の児童を養育している世帯の出生順位が第3位以降の児童のうち、3歳児未満の保育料は免除、同一世帯から出生順位が第3位以降である3歳児未満を含む2人以上の児童が措置されている場合は、㊦。最も徴収基準額が低い児童は全額で、㊧、㊨以外の児童のうち、最も徴収基準額が低い児童は1/2、㊩。その他の児童は1/10に軽減
	(対象) 市内に1年以上居住する義務教育終了前の児童で、父母またはそのいずれかが死亡もしくは3年以上生死が明らかでないもの、または、児童扶養手当法の規定に基づく児童扶養手当の支給を現に受けている母または養育者の監護または養育を受けているもの	(対象) なし
	(支給額) 児童1人につき 年額15,000円	(支給額)
母子家庭 児童等福祉金		

【住民負担・行政サービス一覧 環境－①】(平成15年4月1日現在)

		高松市			香川町				
ごみ処理	区分	①一般廃棄物処理手数料			①一般廃棄物処理手数料				
		種別		金額	種別 (消費税別途)			金額	
		一般家庭	市の収集計画による収集		無料	町の収集計画による収集	可燃	大(45ℓ)	400円
			臨時に収集し、運搬し、処分する 家庭系一般廃棄物(特定家庭用 機器廃棄物を除く。)	収集、運搬 および処分	品目により			町指定ごみ袋 (10枚入り1セット) (収集・運搬・処分)	不燃
500円 1,000円 2,000円	小(20ℓ)	200円							
資源	カン類・ビン類	200円							
		臨時に収集し、および運搬する 特定家庭用機器廃棄物	収集および 運搬	1台につき 2,000円	・町環境センターへの持ち込みによる処分手数料 可燃ごみ・不燃ごみ 10Kg毎に 20円 粗大ごみ 10Kg毎に 100円 ・町による戸別の収集運搬及び処分手数料 粗大ごみ 軽四輪トラック1車 3,500円 粗大ごみ 2トントラック1車 11,000円				
事業者等	市長の指定する施設に搬入された一般廃棄物の処分 ・100kgまで1,100円 ・100kgを超えるものは1,100円に、20kg までごとに220円を加算した額 ・上記の額に、それぞれ100分の105を乗じて得た額とする。 ただし、10円未満の端数金額は、これを切り捨てるものとする。			・町環境センターへの持ち込みによる処分手数料 可燃ごみ 10Kg毎に 170円 不燃ごみ 10Kg毎に 300円 粗大ごみ 10Kg毎に 500円 ・上記の額に、それぞれ100分の105を乗じて得た額とする。 ただし、10円未満の端数金額は、これを切り捨てるものとする。					
犬、猫等の 死体	収集、運搬及び処分した場合 1体		1,480円	収集、運搬及び処分した場合 1体		1,000円			
	持ち込みにより処分した場合 1体		590円	持ち込みにより処分した場合 1体		500円			
	②一般廃棄物処理業等許可手数料			②一般廃棄物処理業等許可手数料					
	種別	単位	手数料	種別		単位	手数料		
	一般廃棄物収集運搬業(ごみ)	1件	1万円	一般廃棄物収集運搬業(ごみ)		1件	5,000円		
	一般廃棄物処分業(ごみ)	1件	1万円	一般廃棄物収集運搬業(し尿)		1件	5,000円		
	一般廃棄物収集運搬業(し尿)	1件	1万円	浄化槽清掃業		1件	7,000円		
	一般廃棄物処分業(し尿)	1件	1万円						
	浄化槽清掃業	1件	1万円						



【住民負担・行政サービス一覧 環境－②】(平成15年4月1日現在)

	高松市	香川町	
・生ごみ処理器 購入補助	○機械式 購入金額の1/2以内 限度額 1基につき 25,000円 1世帯1基まで	○堆肥化容器 購入金額の3/4以内 限度額 1基につき6,000円 1世帯2基まで	
・し尿処理	・汲み取り料金		
		料金	
	定額制 (一般家庭)	人数割(1人1カ月につき) 回数割(1回につき)	330円 340円
	従量制 (事業所等)	18リットルにつき	210円
	特別料金	ホース2本(40m)を超える場合 1本につき	280円加算
		軽四輪車による収集の場合1回につき	460円加算
		一般家庭用無臭トイレの場合 1回につき	460円加算
浄化槽汚泥	(社)香川県浄化槽センター規定料金のみ		
備考:上記の金額により積算した合計額に100分の5を乗じて得た額 (ただし、10円未満の端数金額は、これを切り捨てた額)を加算する。	備考:上記の金額により積算した合計額に100分の5を乗じて得た額 (ただし、10円未満の端数金額は、これを切り捨てた額)を加算する。		
・衛生組合	・活動状況 環境美化運動の推進、リサイクル運動等の 推進、ごみの適正排出の推進、モデル地区 の指定、環境衛生知識の向上等	・活動状況 衛生美化運動の推進、生活排水対策研修会 環境衛生知識の向上	
	・組織 単位衛生組合(1,597組合・100,968世帯) ↓ 地区衛生組合協議会(35地区) ↓ 高松市衛生組合連合会(1連合会)	・組織 香川県地区衛生組織連合会香川支部	

【住民負担・行政サービス一覧 産業－①】(平成15年4月1日現在)

	高松市	香川町
・融資制度		
①小口資金		
(対象)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内で6か月以上引き続き同一事業(保証協会の保証対象業種に限る。)を営む中小企業者</li> <li>・市民税の課税のある者で、納期限到来分を完納している者</li> <li>・本制度の融資を受けていない、保証人になっていない中小企業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この融資の保証人として1口を超える保証をしていない者</li> <li>・町内に事業所があり、1年以上同一の事業を営む中小企業又は、町内に1年以上住所を有する中小企業者</li> <li>・納期到来分の町税を完納している者</li> </ul>
(融資金額)	700万円以内	500万円以内
(融資利率)	1.8%	1.8%
(保証料率)	0.68%	0.68%
(融資期間)	6年以内	4年以内
②開業資金		
(対象)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に1年以上居住している25歳以上の者</li> <li>・市内で自ら中小企業者として独立開業するための適切かつ確実な事業計画を有し、これを実施する経営能力を有する者</li> <li>・同一業種に5年以上勤務し、市内にその事業(保証協会の保証対象業種に限る。)と同一の事業を新たに開業しようとする者</li> <li>・市民税の課税のある者で、納期限到来分を完納している者</li> <li>・本制度の融資の保証人になっていない中小企業者</li> </ul>	なし
(融資金額)	500万円以内	
(融資利率)	1.8%	
(保証料率)	不要	
(融資期間)	5年以内	

【住民負担・行政サービス一覧 産業－②】(平成15年4月1日現在)

	高松市	香川町
・融資制度		
③勤労者住宅資金貸付制度		
(対象)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に自ら居住するための住宅を新築、増改築または購入する勤労者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に住居を有し又は有しようとする勤労者とし、次のすべてに該当する場合               <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 居住用の住宅を新築(増築を含む)、又は購入する方で、同居家族又は同居予定家族がある方。</li> <li>2. 香川町税を完納し、前年の所得が800万円以下で返済能力があると認められる方。</li> <li>3. 住宅の床面積が30㎡以上240㎡以下のこと。</li> </ol> </li> </ul>
(融資額)	100万円以上600万円以内	1,000万円以内(1世帯1件とする)
(利率)	四国労働金庫の定めるところによる	四国労働金庫の定めるところによる
(償還期間)	四国労働金庫の定めるところによる	四国労働金庫の定めるところによる
(優遇措置)	0.3%の利子還付を1年間に限って行う	
④同和対策小規模企業融資		
(対象)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の対象地域で6ヶ月以上引き続き同一事業(保証協会の保証対象業種に限る。)を営む小規模企業者</li> <li>・市民税の課税のある者で、納期限到来分を完納している者。</li> <li>・本制度の融資を受けていない者。</li> </ul>	なし
(融資金額)	500万円以内	
(融資利率)	1.7%	
(保証料率)	0.58%	
(融資期間)	7年以内	

【住民負担・行政サービス一覧 産業－③】(平成15年4月1日現在)

			高松市				香川町			
・農業基盤整備										
①ほ場整備事業										
(整備手法)			補助率				補助率			
			国	県	市	地元	国	県	町	地元
県営ほ場整備事業			45%	30%	20%	5%	50%	30%	10%	10%
団体営基盤整備事業 (一般型)			50%	10%	35%	5%	55%	20%	15%	10%
単独県費補助土地改良事業			—	50%	45%	5%	—	50%	20%	30%
単独市(町)費補助土地改良事業			—	—	85%	15%	—	—	—	—
②灌漑排水事業										
(整備手法) 工種			補助率				補助率			
			国	県	市	地元	国	県	町	地元
県営灌漑排水事業	ため池(大規模)		55%	28%	12%	5%	55%	28%	11%	6%
	灌漑排水		50%	25%	20%	5%	50%	25%	10%	15%
団体営事業	(農地防災) ため池(小規模)		50%	20%	25%	5%	50%	20%	12%	18%
	(一般型) 灌漑排水		50%	10%	35%	5%	50%	10%	16%	24%
土地改良施設維持管理適正化事業			30%	30%	35%	5%	30%	30%	16%	24%
単独県費補助土地改良事業			—	50%	45%	5%	—	50%	20%	30%
単独市(町)費補助土地改良事業(主な工種のみ)	ため池		—	—	90%	10%	—	—	40%	60%
	ため池(取水装置)		—	—	85%	15%	—	—	40%	60%
	特定ため池		—	—	100%	—	—	—	—	—
	水路		—	—	85%	15%	—	—	40%	60%
	水路付帯施設		—	—	85%	15%	—	—	40%	60%
特定排水路			—	—	95%	5%	—	—	—	—
③農道整備事業										
(整備手法)			補助率				補助率			
			国	県	市	地元	国	県	町	地元
県営事業 一般農道型			45%	30%	25%	—	45%	30%	25%	—
団体営事業 農道整備			50%	10%	35%	5%	50%	10%	40%	—
単独県費			—	50%	45%	5%	—	50%	50%	—
単独市(町)費			—	—	85%	15%	—	—	40%	60%
単独市(町)費(幹線農道)			—	—	95%	5%	—	—	—	—

【住民負担・行政サービス一覧 都市開発】(平成15年4月1日現在)

	高松市	香川町
・緑化推進事業	<p>①生け垣設置の助成 (対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内在住者の所有宅地内に新しく生け垣を設置するものであること。</li> <li>・生け垣は、公衆用道路に面した部分の延長が4m以上であること。</li> <li>・樹木は、道路から見える部分の高さが50cm以上のものを使用し、間口1m当たり2本以上を道路に沿って植栽するものであること。</li> </ul> <p>(助成額) ・1m当たり5,000円で、15万円を限度</p>	なし
	<p>②環境保全緑化の助成 (対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に住所を有する事業所の敷地内に新しく緑化木を植栽するものであること。</li> <li>・高木の植栽については、修景に配慮し公衆用道路から樹木全体が見えること。</li> <li>・低木だけの植栽については、公衆用道路に面した部分が4m以上であること。</li> <li>・低木は、道路面から高さが50cm以上のものを使用し、間口1m当たり1本以上を道路に沿って植栽するものであること。</li> </ul> <p>(助成額) ・植栽工事費の1/2以内で、15万円を限度</p>	なし
	<p>③その他 (対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内各地で実施する緑化祭、緑化木植樹および管理、各種花等の展示会、花いっぱい推進事業等を行う者で、協会理事長が適当と認めるもの。</li> </ul> <p>(助成限度額) ・3万円</p>	なし
・古木、巨木などの名木に対する助成	<p>(対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1.5mの高さにおける幹の周囲が概ね1.5m以上のもの。</li> <li>・高さが概ね15m以上のもの。</li> <li>・株立した樹木で、高さが3m以上で相当の樹齢を経たもの。</li> <li>・はん登性樹木で、枝葉が概ね30㎡以上のもの。</li> <li>・希少価値のある珍しい樹木で相当の樹齢を経たもの。</li> <li>・その他、特に価値のある樹木で保存を必要とするもの。</li> </ul> <p>(補助額) ・1本当たり、2万円</p>	なし

【住民負担・行政サービス一覧 土木ー①】(平成15年4月1日現在)

				高松市	香川町
・道路占用料(主なもの)					
占用物件	単位	占用期間		占用料(円)	占用料(円)
電柱	本	年		1,600	—
電話柱	本	年		930	—
公衆電話所	個	年		1,400	—
標識類	停留所標識	本	年	1,100×0.5=550	—
	その他標識	本	年	1,100	—
地下埋設物	外径0.1m未満	m	年	48	—
	外径0.1m以上0.15m未満	m	年	72	—
	外径0.15m以上0.2m未満	m	年	95	—
	外径0.2m以上0.4m未満	m	年	190	—
	外径0.4m以上1m未満	m	年	480	—
	外径1m以上	m	年	950	—

		高松市	香川町
・合併処理浄化槽設置補助	・補助限度額(国・県の補助も含む。)		・補助限度額(国・県の補助も含む。)
		※	
	5人槽	445,000円	354,000円
	6～7人槽	514,000円	411,000円
	8～10人槽	648,000円	519,000円
	11～20人槽	981,000円	981,000円
	21～30人槽	1,668,000円	1,668,000円
	31～50人槽	2,238,000円	2,238,000円
補助限度額が※の欄になるケース			
① 補助金申請日以前に納期の到来した高松市税を滞納している場合			
② 補助対象の専用住宅を他に賃貸し、または賃貸しようとする場合			
③ 建売業者が、販売等の目的で専用住宅に合併浄化槽を設置する場合			
④ 賃貸目的の共同住宅(アパート等)を建築する場合			

【住民負担・行政サービス一覧 土木-②】(平成15年4月1日現在)

	高松市	香川町																																											
下水道料金	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用区分</th> <th>汚水排除量(1カ月につき)</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">一般</td> <td>8m<sup>3</sup>まで</td> <td>750</td> </tr> <tr> <td>8m<sup>3</sup>を超え13m<sup>3</sup>まで(1m<sup>3</sup>につき)</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>13m<sup>3</sup>を超え20m<sup>3</sup>まで(1m<sup>3</sup>につき)</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>20m<sup>3</sup>を超え50m<sup>3</sup>まで(1m<sup>3</sup>につき)</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>50m<sup>3</sup>を超え500m<sup>3</sup>まで(1m<sup>3</sup>につき)</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>500m<sup>3</sup>を超えるもの(1m<sup>3</sup>につき)</td> <td>195</td> </tr> <tr> <td>湯屋業</td> <td>1m<sup>3</sup>につき</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table>	適用区分	汚水排除量(1カ月につき)	金額(円)	一般	8m <sup>3</sup> まで	750	8m <sup>3</sup> を超え13m <sup>3</sup> まで(1m <sup>3</sup> につき)	85	13m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで(1m <sup>3</sup> につき)	90	20m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで(1m <sup>3</sup> につき)	130	50m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで(1m <sup>3</sup> につき)	165	500m <sup>3</sup> を超えるもの(1m <sup>3</sup> につき)	195	湯屋業	1m <sup>3</sup> につき	35	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">従量料金(1m<sup>3</sup>につき)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">一般汚水</th> <th>汚水量(m<sup>3</sup>)</th> <th>使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚水量</td> <td>使用料(円)</td> <td>11から30まで</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">10m<sup>3</sup>まで</td> <td rowspan="3">1,000</td> <td>31から50まで</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>51から100まで</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>101以上</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td colspan="2">公衆浴場汚水</td> <td>1m<sup>3</sup>につき</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table>	基本料金		従量料金(1m <sup>3</sup> につき)		一般汚水		汚水量(m <sup>3</sup> )	使用料(円)	汚水量	使用料(円)	11から30まで	120	10m <sup>3</sup> まで	1,000	31から50まで	140	51から100まで	160	101以上	180	公衆浴場汚水		1m <sup>3</sup> につき	40
	適用区分	汚水排除量(1カ月につき)	金額(円)																																										
	一般	8m <sup>3</sup> まで	750																																										
		8m <sup>3</sup> を超え13m <sup>3</sup> まで(1m <sup>3</sup> につき)	85																																										
		13m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで(1m <sup>3</sup> につき)	90																																										
		20m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで(1m <sup>3</sup> につき)	130																																										
		50m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで(1m <sup>3</sup> につき)	165																																										
		500m <sup>3</sup> を超えるもの(1m <sup>3</sup> につき)	195																																										
	湯屋業	1m <sup>3</sup> につき	35																																										
	基本料金		従量料金(1m <sup>3</sup> につき)																																										
一般汚水		汚水量(m <sup>3</sup> )	使用料(円)																																										
汚水量	使用料(円)	11から30まで	120																																										
10m <sup>3</sup> まで	1,000	31から50まで	140																																										
		51から100まで	160																																										
		101以上	180																																										
公衆浴場汚水		1m <sup>3</sup> につき	40																																										
※ 使用料は、この表の規定により算出した額に100分の105を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨てる。)	※ 使用料は、この表の規定により算出した額に100分の105を乗じて得た額(10円未満の端数は切り捨てる。)																																												
(設定例 その1)	(設定例 その1)																																												
・1カ月20m <sup>3</sup> 使用	・1カ月20m <sup>3</sup> 使用																																												
<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="4">使用料</td> <td>(8m<sup>3</sup>まで)</td> <td>基本料金</td> <td>750円</td> </tr> <tr> <td>(9m<sup>3</sup>~13m<sup>3</sup>)</td> <td>@85 × 5m<sup>3</sup></td> <td>=425円</td> </tr> <tr> <td>(14m<sup>3</sup>~20m<sup>3</sup>)</td> <td>@90 × 7m<sup>3</sup></td> <td>=630円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>計</td> <td>1,805円</td> </tr> </tbody> </table>	使用料	(8m <sup>3</sup> まで)	基本料金	750円	(9m <sup>3</sup> ~13m <sup>3</sup> )	@85 × 5m <sup>3</sup>	=425円	(14m <sup>3</sup> ~20m <sup>3</sup> )	@90 × 7m <sup>3</sup>	=630円			計	1,805円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="3">使用料</td> <td>(10m<sup>3</sup>まで)</td> <td>基本料金</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>(11m<sup>3</sup>~20m<sup>3</sup>まで)</td> <td>@120 × 10m<sup>3</sup></td> <td>=1,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>計</td> <td>2,200円</td> </tr> </tbody> </table>	使用料	(10m <sup>3</sup> まで)	基本料金	1,000円	(11m <sup>3</sup> ~20m <sup>3</sup> まで)	@120 × 10m <sup>3</sup>	=1,200円			計	2,200円																			
使用料		(8m <sup>3</sup> まで)	基本料金	750円																																									
		(9m <sup>3</sup> ~13m <sup>3</sup> )	@85 × 5m <sup>3</sup>	=425円																																									
		(14m <sup>3</sup> ~20m <sup>3</sup> )	@90 × 7m <sup>3</sup>	=630円																																									
			計	1,805円																																									
使用料	(10m <sup>3</sup> まで)	基本料金	1,000円																																										
	(11m <sup>3</sup> ~20m <sup>3</sup> まで)	@120 × 10m <sup>3</sup>	=1,200円																																										
			計	2,200円																																									
1,805円 × 105 / 100 = 1,895円	2,200円 × 105 / 100 = 2,310円																																												
下水道料金 1,895円	下水道料金 2,310円																																												
(設定例 その2)	(設定例 その2)																																												
・1カ月30m <sup>3</sup> 使用	・1カ月30m <sup>3</sup> 使用																																												
<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="4">使用料</td> <td>(8m<sup>3</sup>まで)</td> <td>基本料金</td> <td>750円</td> </tr> <tr> <td>(9m<sup>3</sup>~13m<sup>3</sup>)</td> <td>@85 × 5m<sup>3</sup></td> <td>=425円</td> </tr> <tr> <td>(14m<sup>3</sup>~20m<sup>3</sup>)</td> <td>@90 × 7m<sup>3</sup></td> <td>=630円</td> </tr> <tr> <td>(21m<sup>3</sup>~30m<sup>3</sup>)</td> <td>@130 × 10m<sup>3</sup></td> <td>=1,300円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>計</td> <td>3,105円</td> </tr> </tbody> </table>	使用料	(8m <sup>3</sup> まで)	基本料金	750円	(9m <sup>3</sup> ~13m <sup>3</sup> )	@85 × 5m <sup>3</sup>	=425円	(14m <sup>3</sup> ~20m <sup>3</sup> )	@90 × 7m <sup>3</sup>	=630円	(21m <sup>3</sup> ~30m <sup>3</sup> )	@130 × 10m <sup>3</sup>	=1,300円			計	3,105円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="3">使用料</td> <td>(10m<sup>3</sup>まで)</td> <td>基本料金</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>(11m<sup>3</sup>~30m<sup>3</sup>まで)</td> <td>@120 × 20m<sup>3</sup></td> <td>=2,400円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>計</td> <td>3,400円</td> </tr> </tbody> </table>	使用料	(10m <sup>3</sup> まで)	基本料金	1,000円	(11m <sup>3</sup> ~30m <sup>3</sup> まで)	@120 × 20m <sup>3</sup>	=2,400円			計	3,400円																
使用料		(8m <sup>3</sup> まで)	基本料金	750円																																									
		(9m <sup>3</sup> ~13m <sup>3</sup> )	@85 × 5m <sup>3</sup>	=425円																																									
		(14m <sup>3</sup> ~20m <sup>3</sup> )	@90 × 7m <sup>3</sup>	=630円																																									
	(21m <sup>3</sup> ~30m <sup>3</sup> )	@130 × 10m <sup>3</sup>	=1,300円																																										
		計	3,105円																																										
使用料	(10m <sup>3</sup> まで)	基本料金	1,000円																																										
	(11m <sup>3</sup> ~30m <sup>3</sup> まで)	@120 × 20m <sup>3</sup>	=2,400円																																										
			計	3,400円																																									
3,105円 × 105 / 100 = 3,260円	3,400円 × 105 / 100 = 3,570円																																												
下水道料金 3,260円	下水道料金 3,570円																																												

【住民負担・行政サービス一覧 土木③】(平成15年4月1日現在)

	高松市	香川町
・下水道受益者負担金	<p>単位負担金 1㎡当たり 150円</p> <p>徴収方法 5年間分割払い(年2回納付) または一括払い</p>	<p>単位負担金 1㎡当たり 500円</p> <p>徴収方法 3年間分割払い(年3回納付) または、一括払い</p>
・下水道排水設備設置助成金	なし	<p>(対象)</p> <p>1. 生活扶助受給者</p> <p>2. 汲み取り便所を水洗便所に改修する工事及びこれに併せて行う排水設備工事</p> <p>3. 浄化槽を廃止する工事及びこれに併せて行う排水設備工事</p> <p>(内容)</p> <p>1の場合:限度額50万円</p> <p>2の場合:供用開始後1年以内;工事費の10%以内 (限度額 5万円)</p> <p>同供用開始後2年以内;工事費の6%以内(同3万円)</p> <p>同供用開始後3年以内;工事費の3%以内(同2万円)</p> <p>3の場合:供用開始後1年以内;工事費の10%以内 (限度額 5万円)</p> <p>3の場合:供用開始後1年以内で大型浄化槽の改造を伴うとき;工事費の10%以内(同50万円)</p>
・水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給	<p>水洗便所改造資金貸付事業</p> <p>浄化槽 1槽につき20万円以内</p> <p>汲み取り便所 1戸につき40万円以内</p> <p>無利子</p> <p>償還方法:1ヶ月当たり10,000円の均等分割払</p>	<p>(内容)</p> <p>融資額 10万円以上50万円以内(1万円単位)</p> <p>償還方法 融資を受けた翌月から3年以内に償還すれば、その間の利子については無利子</p> <p>融資条件 供用開始後3年以内に排水設備工事を行うものに対するその他、詳細条件あり</p>



【住民負担・行政サービス一覧 水道①】(平成15年4月1日現在)

	高松市	香川町		
水道料金	①従量料金(1カ月1m <sup>3</sup> につき)			
	種別	用途別	使用水量(m <sup>3</sup> )	金額(円)
	専用	一般用 メーター口径 13mmまたは 20mm	10まで	40
			10を超え20まで	130
			20を超え100まで	200
			100を超えるもの	240
		一般用 メーター口径 25mm以上	20まで	130
			20を超え100まで	200
			100を超えるもの	240
		湯屋用	20まで	65
20を超え100まで			100	
100を超えるもの			120	
特殊用			480	
連用		一般用	10まで	40
	10を超え20まで		130	
	20を超え100まで		200	
	100を超えるもの		240	
②基本料金(1カ月につき)				
メーターの口径(mm)	金額(円)	メーターの口径(mm)	金額(円)	
13	1,000	50	16,000	
20	2,000	75	34,000	
25	3,000	100	62,000	
40	7,600	150	160,000	
※水道料金 =(従量料金+基本料金)×105/100				
		①料金(1カ月につき)		
用途別	使用水量(m <sup>3</sup> )	基本料金(円)	超過料金	
一般用	5まで	700		
	10まで	1,300		
	10を超える		1m <sup>3</sup> 当たり160円を加算	
団体用	0~20	2,700		
	20を超える		1m <sup>3</sup> 当たり170円を加算	
集会場	0~3	400		
	3を超える		1m <sup>3</sup> 当たり160円を加算	
②メーター使用料(1カ月につき)				
口径(mm)	使用量(円)	口径(mm)	使用量(円)	
13	80	30	300	
20	120	40	500	
25	160	50	800	
※水道料金 =(メーター使用料+基本料金+超過料金)× 105/100 (10円未満の端数は切り捨て)				

【住民負担・行政サービス一覧 水道②】(平成15年4月1日現在)

	高松市	香川町																
・水道料金	(設定例その1) ・一般用 口径13mm ・1カ月20m <sup>3</sup> 使用 (単位:円)	(設定例その1) ・一般用 口径13mm ・1カ月20m <sup>3</sup> 使用 (単位:円)																
	<table border="1"> <tr> <td>基本料金</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">従量料金</td> <td>(10m<sup>3</sup>まで)</td> </tr> <tr> <td>@40 × 10m<sup>3</sup>= 400</td> </tr> <tr> <td>(11m<sup>3</sup>~20m<sup>3</sup>) @130 × 10m<sup>3</sup>= 1,300</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,700</td> </tr> </table>	基本料金	1,000	従量料金	(10m <sup>3</sup> まで)	@40 × 10m <sup>3</sup> = 400	(11m <sup>3</sup> ~20m <sup>3</sup> ) @130 × 10m <sup>3</sup> = 1,300	計	1,700	<table border="1"> <tr> <td>メーター使用料</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">基本料金</td> <td>(10m<sup>3</sup>まで)</td> </tr> <tr> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">超過料金</td> <td>(11m<sup>3</sup>~20m<sup>3</sup>) @160 × 10m<sup>3</sup>= 1,600</td> </tr> <tr> <td>計 2,900</td> </tr> </table>	メーター使用料	80	基本料金	(10m <sup>3</sup> まで)	1,300	超過料金	(11m <sup>3</sup> ~20m <sup>3</sup> ) @160 × 10m <sup>3</sup> = 1,600	計 2,900
	基本料金	1,000																
	従量料金	(10m <sup>3</sup> まで)																
@40 × 10m <sup>3</sup> = 400																		
(11m <sup>3</sup> ~20m <sup>3</sup> ) @130 × 10m <sup>3</sup> = 1,300																		
計	1,700																	
メーター使用料	80																	
基本料金	(10m <sup>3</sup> まで)																	
	1,300																	
超過料金	(11m <sup>3</sup> ~20m <sup>3</sup> ) @160 × 10m <sup>3</sup> = 1,600																	
	計 2,900																	
$(1,700 + 1,000) \times 105 / 100 = 2,835$ 水道料金 2,835円	$(80 + 2,900) \times 105 / 100 = 3,129$ (10円未満の端数は切り捨て) 水道料金 3,120円																	
(設定例その2) ・一般用 口径13mm ・1カ月30m <sup>3</sup> 使用 (単位:円)	(設定例その2) ・一般用 口径13mm ・1カ月30m <sup>3</sup> 使用 (単位:円)																	
<table border="1"> <tr> <td>基本料金</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">従量料金</td> <td>(10m<sup>3</sup>まで) @40 × 10m<sup>3</sup>= 400</td> </tr> <tr> <td>(11m<sup>3</sup>~20m<sup>3</sup>) @130 × 10m<sup>3</sup>= 1,300</td> </tr> <tr> <td>(20m<sup>3</sup>~30m<sup>3</sup>) @200 × 10m<sup>3</sup>= 2,000</td> </tr> <tr> <td>計 3,700</td> </tr> </table>	基本料金	1,000	従量料金	(10m <sup>3</sup> まで) @40 × 10m <sup>3</sup> = 400	(11m <sup>3</sup> ~20m <sup>3</sup> ) @130 × 10m <sup>3</sup> = 1,300	(20m <sup>3</sup> ~30m <sup>3</sup> ) @200 × 10m <sup>3</sup> = 2,000	計 3,700	<table border="1"> <tr> <td>メーター使用料</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">基本料金</td> <td>(10m<sup>3</sup>まで)</td> </tr> <tr> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">超過料金</td> <td>(11m<sup>3</sup>~30m<sup>3</sup>) @160 × 20m<sup>3</sup>= 3,200</td> </tr> <tr> <td>計 4,500</td> </tr> </table>	メーター使用料	80	基本料金	(10m <sup>3</sup> まで)	1,300	超過料金	(11m <sup>3</sup> ~30m <sup>3</sup> ) @160 × 20m <sup>3</sup> = 3,200	計 4,500		
基本料金	1,000																	
従量料金	(10m <sup>3</sup> まで) @40 × 10m <sup>3</sup> = 400																	
	(11m <sup>3</sup> ~20m <sup>3</sup> ) @130 × 10m <sup>3</sup> = 1,300																	
	(20m <sup>3</sup> ~30m <sup>3</sup> ) @200 × 10m <sup>3</sup> = 2,000																	
	計 3,700																	
メーター使用料	80																	
基本料金	(10m <sup>3</sup> まで)																	
	1,300																	
超過料金	(11m <sup>3</sup> ~30m <sup>3</sup> ) @160 × 20m <sup>3</sup> = 3,200																	
	計 4,500																	
$(3,700 + 1,000) \times 105 / 100 = 4,935$ 水道料金 4,935円	$(80 + 4,500) \times 105 / 100 = 4,809$ (10円未満の端数は切り捨て) 水道料金 4,800円																	

【住民負担・行政サービス一覧 教育－①】(平成15年4月1日現在)

	高松市	香川町																																																
・幼稚園																																																		
①授業料	月額 5,900円(市立幼稚園)	月額 5,200円(町立幼稚園)																																																
	<p>・就園奨励費補助事業(14年度実績) 幼稚園に就園する満3歳児、3歳児、4歳児、5歳児の保護者に対して授業料等の減免補助を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>授業料等減免措置階層区分</th> <th>減免限度額(円) (1人当たり年額)</th> <th>対象人員 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市立幼稚園</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村民税所得割非課税世帯(生活保護世帯を含む)</td> <td>第1子 20,000 第2子 36,000 第3子 52,000</td> <td>84 17 0</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td></td> <td>101</td> </tr> <tr> <td>私立幼稚園</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村民税所得割非課税世帯</td> <td>第1子 136,800 第2子 178,000 第3子 220,000</td> <td>215 26 0</td> </tr> <tr> <td>市町村民税所得割課税世帯</td> <td>第1子 104,000 第2子 155,000 第3子 207,000</td> <td>159 26 2</td> </tr> <tr> <td>幼稚園</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村民税所得割課税世帯8,800円以下</td> <td>第1子 79,900 第2子 138,000 第3子 197,000</td> <td>188 16 0</td> </tr> <tr> <td>102,100円以下</td> <td>第1子 56,100 第2子 122,000 第3子 187,000</td> <td>2,088 232 1</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>—</td> <td>2,953</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>—</td> <td>3,054</td> </tr> </tbody> </table>	授業料等減免措置階層区分	減免限度額(円) (1人当たり年額)	対象人員 (人)	市立幼稚園			市町村民税所得割非課税世帯(生活保護世帯を含む)	第1子 20,000 第2子 36,000 第3子 52,000	84 17 0	小計		101	私立幼稚園			市町村民税所得割非課税世帯	第1子 136,800 第2子 178,000 第3子 220,000	215 26 0	市町村民税所得割課税世帯	第1子 104,000 第2子 155,000 第3子 207,000	159 26 2	幼稚園			市町村民税所得割課税世帯8,800円以下	第1子 79,900 第2子 138,000 第3子 197,000	188 16 0	102,100円以下	第1子 56,100 第2子 122,000 第3子 187,000	2,088 232 1	小計	—	2,953	合計	—	3,054	<p>・就園奨励費補助事業(14年度実績) 幼稚園に就園する3歳児、4歳児、5歳児の保護者に対して授業料等の減免補助を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>授業料等減免措置階層区分</th> <th>減免限度額(円) (1人当たり年額)</th> <th>対象人員 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町立幼稚園</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村民税所得割非課税世帯(生活保護世帯を含む)</td> <td>第1子 20,000 第2子 36,000 第3子 52,000</td> <td>9 1 0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>	授業料等減免措置階層区分	減免限度額(円) (1人当たり年額)	対象人員 (人)	町立幼稚園			市町村民税所得割非課税世帯(生活保護世帯を含む)	第1子 20,000 第2子 36,000 第3子 52,000	9 1 0	合計		10
授業料等減免措置階層区分	減免限度額(円) (1人当たり年額)	対象人員 (人)																																																
市立幼稚園																																																		
市町村民税所得割非課税世帯(生活保護世帯を含む)	第1子 20,000 第2子 36,000 第3子 52,000	84 17 0																																																
小計		101																																																
私立幼稚園																																																		
市町村民税所得割非課税世帯	第1子 136,800 第2子 178,000 第3子 220,000	215 26 0																																																
市町村民税所得割課税世帯	第1子 104,000 第2子 155,000 第3子 207,000	159 26 2																																																
幼稚園																																																		
市町村民税所得割課税世帯8,800円以下	第1子 79,900 第2子 138,000 第3子 197,000	188 16 0																																																
102,100円以下	第1子 56,100 第2子 122,000 第3子 187,000	2,088 232 1																																																
小計	—	2,953																																																
合計	—	3,054																																																
授業料等減免措置階層区分	減免限度額(円) (1人当たり年額)	対象人員 (人)																																																
町立幼稚園																																																		
市町村民税所得割非課税世帯(生活保護世帯を含む)	第1子 20,000 第2子 36,000 第3子 52,000	9 1 0																																																
合計		10																																																
②就園奨励																																																		

【住民負担・行政サービス一覧 教育－②】(平成15年4月1日現在)

		高松市	香川町			
・幼稚園		<p>・第3子以降補助事業(14年度実績)</p> <p>3番目以降の子供を幼稚園に通わせている保護者に対して、授業料等の減免・補助を行うことにより、保護者の経済的負担の軽減を図る。</p>				
	②就園奨励	なし				
・幼稚園	私立	区分	(年額・円)	(人)		
		市民税所得割非課税世帯	第1子	32,600	23	
			第2子	23,000	5	
			第3子	13,000	0	
		市民税所得割	8,800円以下	第1子	56,900	12
				第2子	40,000	2
				第3子	23,000	0
			8,801円～23,900円	第1子	80,700	27
				第2子	56,000	5
				第3子	33,000	0
	23,901円～102,100円		第1子	40,350	122	
			第2子	28,000	31	
			第3子	16,500	1	
	102,101円以上		54,100	199		
	計	—	427			
	市立	区分	(年額・円)	(人)		
		市民税所得割非課税世帯	第1子	50,800	27	
			第2子	34,800	10	
			第3子	18,800	0	
		市民税所得割	23,900円以下	70,800	36	
23,900円を超える			35,400	123		
計		—	196			
国立		区分	(年額・円)	(人)		
		市民税所得割	23,900円以下	授業料の全額	1	
			23,900円を超える	授業料の1/2	5	
	計	—	6			

【住民負担・行政サービス一覧 教育-③】(平成15年4月1日現在)

	高松市	香川町															
<p>・幼稚園</p> <p>②就園奨励</p>	<p>・私立幼稚園就園補助事業(14年度実績) 私立幼稚園児の保護者で幼稚園就園奨励費の対象とならない者 に対して、私立幼稚園就園費を支給する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢区分</th> <th>対象人員 (人)</th> <th>補助単価(円) (1人当たり年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満3歳児</td> <td>59</td> <td rowspan="4">27,600</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>627</td> </tr> <tr> <td>4歳児</td> <td>595</td> </tr> <tr> <td>5歳児</td> <td>628</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,909</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	年齢区分	対象人員 (人)	補助単価(円) (1人当たり年額)	満3歳児	59	27,600	3歳児	627	4歳児	595	5歳児	628	合計	1,909	-	なし
年齢区分	対象人員 (人)	補助単価(円) (1人当たり年額)															
満3歳児	59	27,600															
3歳児	627																
4歳児	595																
5歳児	628																
合計	1,909	-															
<p>・遠距離通学補助</p>	<p>○離島生徒通学費補助 (対象) ・女木地区の生徒で城内中学校に通学する生徒の保護者 (助成額) ・通学費全額</p>	<p>○町立小中学校遠距離通学児童生徒通学補助 (対象) ①小学校児童で通学距離が4km以上のバス通学者の保護者 ②中学校生徒で通学距離が6km以上の自転車通学者の保護者 (補助額) ①年間負担額の70% (24,360円) ②定める一部補助 (年間 8,000円) ○東谷幼稚園廃園に伴う通園(所)補助 (対象)上記の保護者(補助額 年間 25,410円)</p>															
<p>・学生育英事業 ・奨学制度</p>	<p>○奨学金 1人当たり支給月額 9,000円 成績優秀で向学心旺盛な生徒であって、家庭の経済的理由のため 高等学校等への進学が困難な者に対して、奨学金を支給する。</p> <p>○高等学校等入学準備金貸付 高等学校等に入学を希望する者の保護者で入学準備金の調達が 困難な者に対して、入学準備金を貸し付ける。 ・貸付限度額 国公立 100,000円以内(無利息) 私立 150,000円以内(無利息) ・貸付決定 貸付選考委員会に諮り教育委員会が決定 ・返還方法 6カ月据え置きの後25カ月以内の割賦弁済</p>	なし															

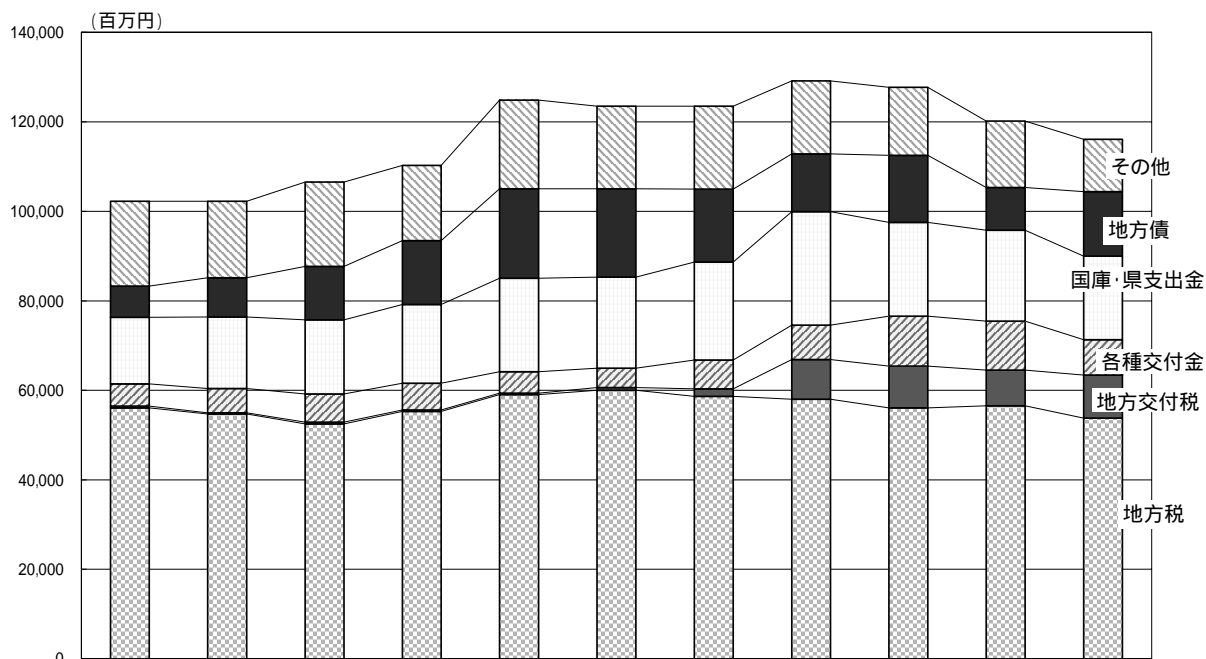
【住民負担・行政サービス一覧 教育－④】(平成15年4月1日現在)

	高松市	香川町																																												
・保護者負担軽減対策	○児童生徒副読本支給事業（平成14年度実績） 学校教育における補助教材としての副読本を支給する。																																													
	なし																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学校種別</th> <th>品名</th> <th>支給学年(年)</th> <th>支給人員(人)</th> <th>単価(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">小 学 校</td> <td>わたしたちの体育</td> <td>1～6</td> <td>18,691</td> <td>460</td> </tr> <tr> <td>道徳読み物</td> <td>1～6</td> <td>18,704</td> <td>450</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高松の今と昔</td> <td>3・4</td> <td>6,125</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>366</td> </tr> <tr> <td>校</td> <td>小計</td> <td></td> <td>43,520</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中 学 校</td> <td rowspan="2">かけがえのない君だから</td> <td>1～3</td> <td>9,372</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>校</td> <td>小計</td> <td></td> <td>9,372</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td></td> <td>52,892</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		学校種別	品名	支給学年(年)	支給人員(人)	単価(円)	小 学 校	わたしたちの体育	1～6	18,691	460	道徳読み物	1～6	18,704	450	高松の今と昔	3・4	6,125	500			366	校	小計		43,520		中 学 校	かけがえのない君だから	1～3	9,372	520				校	小計		9,372		合計			52,892	
	学校種別	品名	支給学年(年)	支給人員(人)	単価(円)																																									
	小 学 校	わたしたちの体育	1～6	18,691	460																																									
		道徳読み物	1～6	18,704	450																																									
		高松の今と昔	3・4	6,125	500																																									
					366																																									
	校	小計		43,520																																										
	中 学 校	かけがえのない君だから	1～3	9,372	520																																									
校		小計		9,372																																										
合計			52,892																																											
・学校給食	①調理方法(方式) 単独校調理・共同調理方式の併用																																													
	②給食費(月額)																																													
	<table> <tr> <td>幼稚園</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">小学校</td> <td>低学年 3,434円</td> </tr> <tr> <td>中学年 3,655円</td> </tr> <tr> <td>高学年 3,876円</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>3,920円</td> </tr> </table>		幼稚園	なし	小学校	低学年 3,434円	中学年 3,655円	高学年 3,876円	中学校	3,920円																																				
	幼稚園	なし																																												
小学校	低学年 3,434円																																													
	中学年 3,655円																																													
	高学年 3,876円																																													
中学校	3,920円																																													
③燃料費 公費負担(学校給食会に全額補助)																																														
④米飯給食 [回数] 小学校(41校)中学校(18校)…週2.5回 [方式] 自校炊飯…週1.25回 委託炊飯…週1.25回																																														
①調理方法(方式) 共同調理場方式(町立学校給食センター)																																														
②給食費(月額)																																														
<table> <tr> <td>幼稚園</td> <td>3,340円</td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td>3,930円</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>4,470円</td> </tr> </table>		幼稚園	3,340円	小学校	3,930円	中学校	4,470円																																							
幼稚園	3,340円																																													
小学校	3,930円																																													
中学校	4,470円																																													
③燃料費 公費負担																																														
④米飯給食 [回数] 小学校(3校)中学校(1校)幼稚園(3園)…週3回 [方式] 共同調理場炊飯…週3回																																														

## 2 高松市・香川町の財政状況について

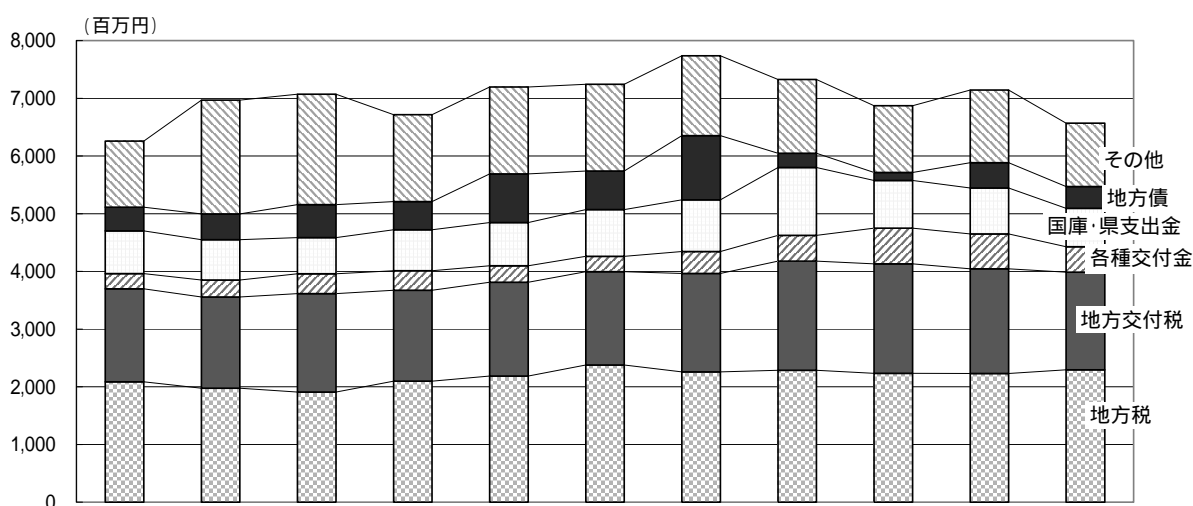
### 1 歳入の推移

#### (1) 高松市



高松市	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
歳入決算額	102,245	102,282	106,563	110,244	124,858	123,487	123,508	129,158	127,725	120,148	116,109
地方税	56,115	54,702	52,490	55,306	59,044	60,022	58,666	58,007	56,114	56,546	53,802
地方交付税	329	304	412	325	338	611	1,649	8,887	9,303	8,007	9,617
各種交付金	4,988	5,432	6,268	5,946	4,769	4,302	6,478	7,701	11,145	10,936	7,904
国庫・県支出金	14,913	15,955	16,571	17,617	20,907	20,379	21,888	25,331	20,931	20,295	18,682
地方債	6,962	8,763	11,941	14,273	19,978	19,734	16,320	12,908	15,007	9,511	14,402
その他	18,938	17,126	18,881	16,777	19,822	18,439	18,507	16,324	15,225	14,853	11,702

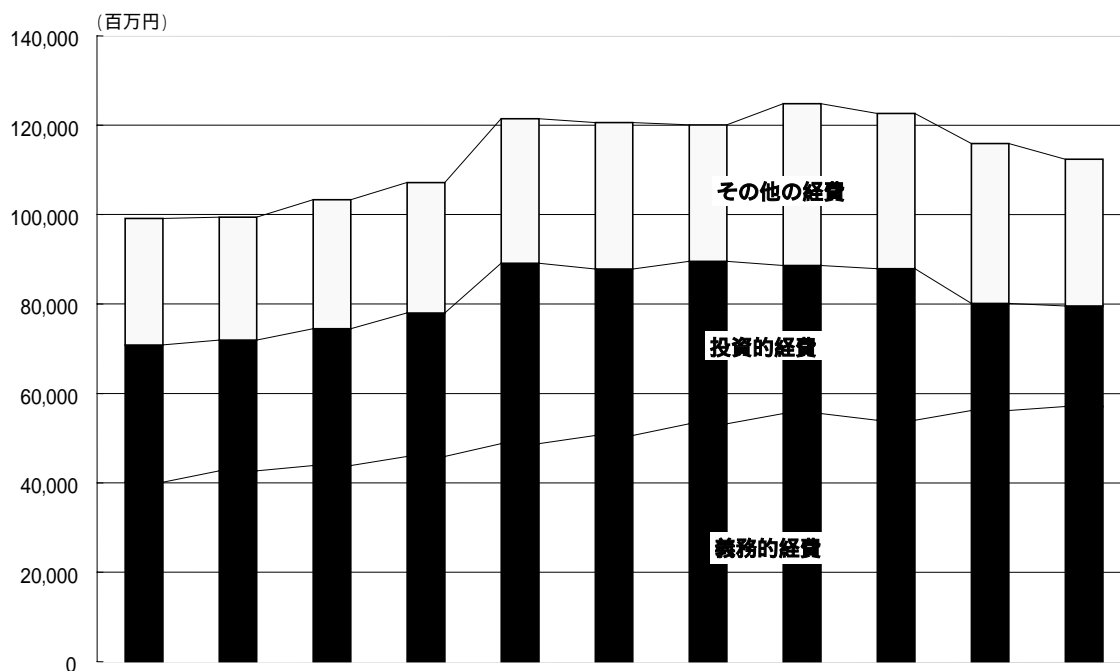
#### (2) 香川町



香川町	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
歳入決算額	6,256	6,966	7,070	6,717	7,194	7,243	7,734	7,323	6,869	7,142	6,570
地方税	2,085	1,974	1,906	2,095	2,185	2,376	2,259	2,285	2,231	2,229	2,294
地方交付税	1,611	1,583	1,706	1,577	1,624	1,617	1,707	1,890	1,899	1,813	1,690
各種交付金	263	293	344	340	288	269	378	449	619	604	441
国庫・県支出金	743	698	628	706	748	807	893	1,174	825	801	666
地方債	409	446	570	493	844	671	1,113	249	138	436	378
その他	1,145	1,972	1,916	1,506	1,505	1,503	1,384	1,276	1,157	1,259	1,101

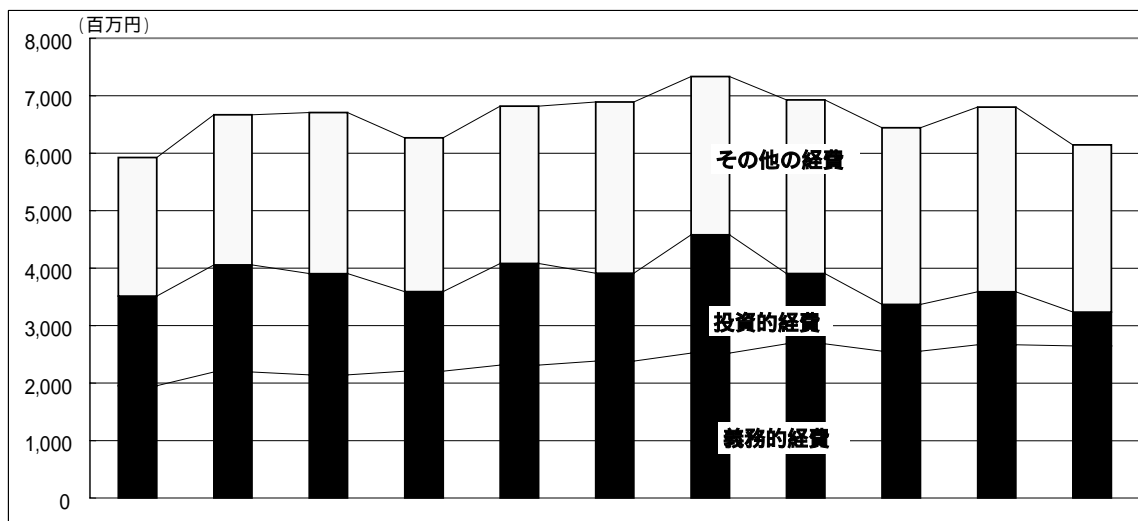
## 2 歳出の推移

### (1)高松市



高松市	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
歳出決算額	99,130	99,394	103,346	107,176	121,455	120,575	120,068	124,806	122,637	115,905	112,398
義務的経費	40,116	42,655	43,883	45,919	48,753	50,549	53,215	55,493	53,959	56,171	57,071
投資的経費	30,722	29,277	30,605	32,062	40,384	37,278	36,334	33,111	33,967	23,947	22,494
その他経費	28,292	27,462	28,858	29,195	32,318	32,748	30,519	36,202	34,711	35,787	32,833

### (2) 香川町

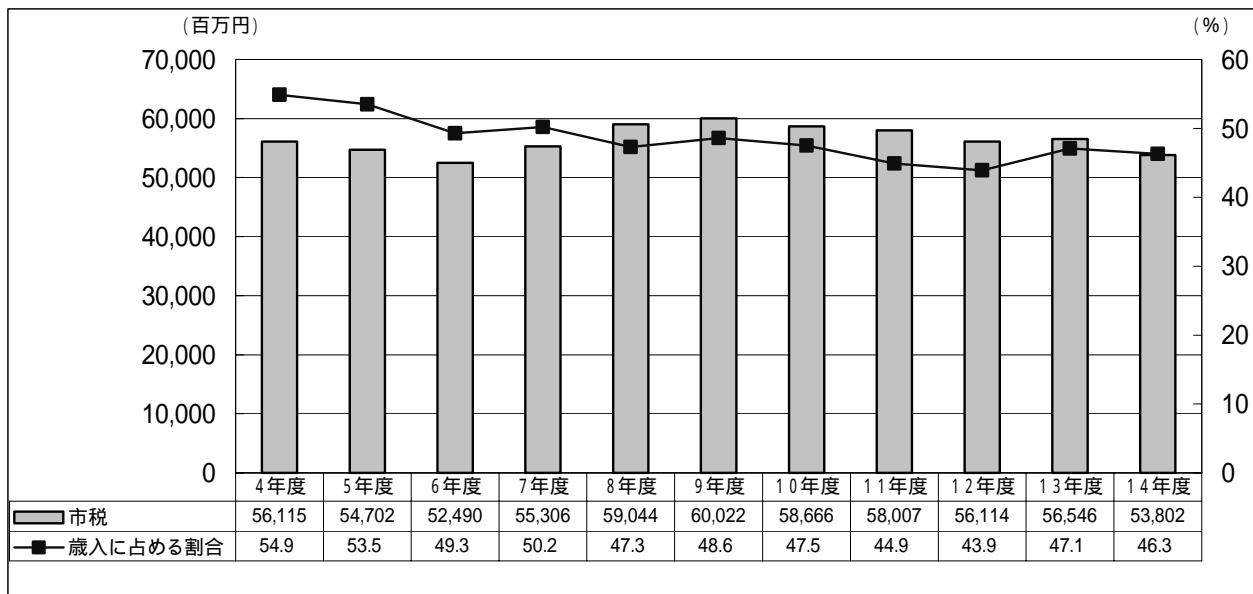


香川町	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
歳出決算額	5,926	6,667	6,709	6,264	6,820	6,892	7,331	6,926	6,442	6,799	6,143
義務的経費	1,953	2,191	2,145	2,205	2,313	2,382	2,519	2,683	2,553	2,665	2,648
投資的経費	1,559	1,863	1,759	1,386	1,767	1,530	2,058	1,222	815	923	586
その他経費	2,414	2,613	2,805	2,673	2,740	2,980	2,754	3,021	3,074	3,211	2,909

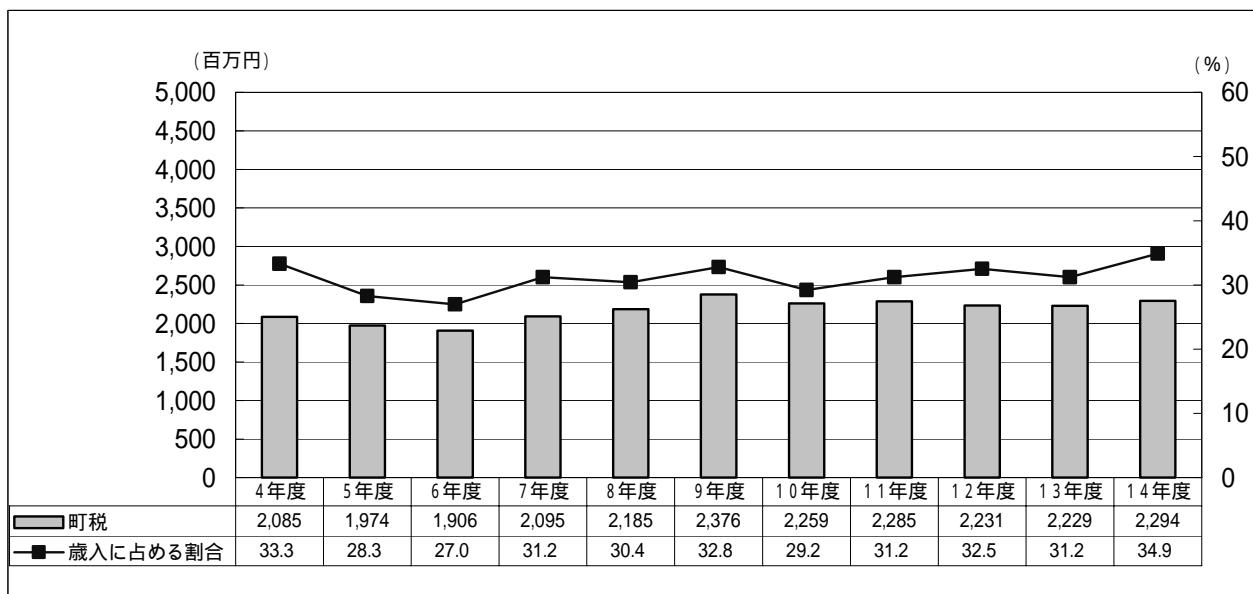


### 3 税収の推移

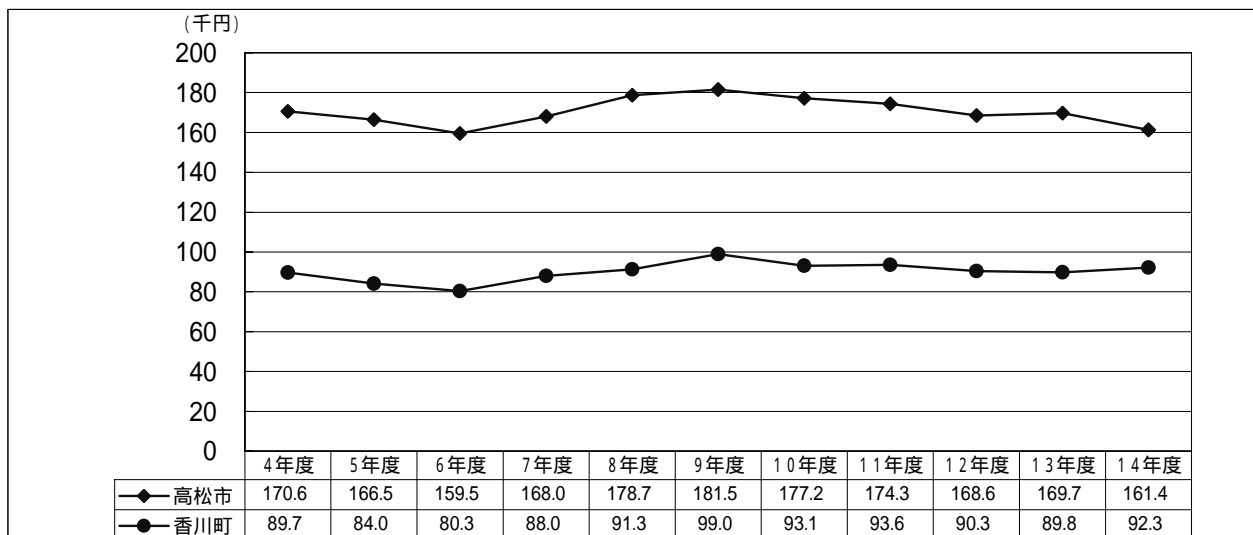
#### (1) 高松市



#### (2) 香川町



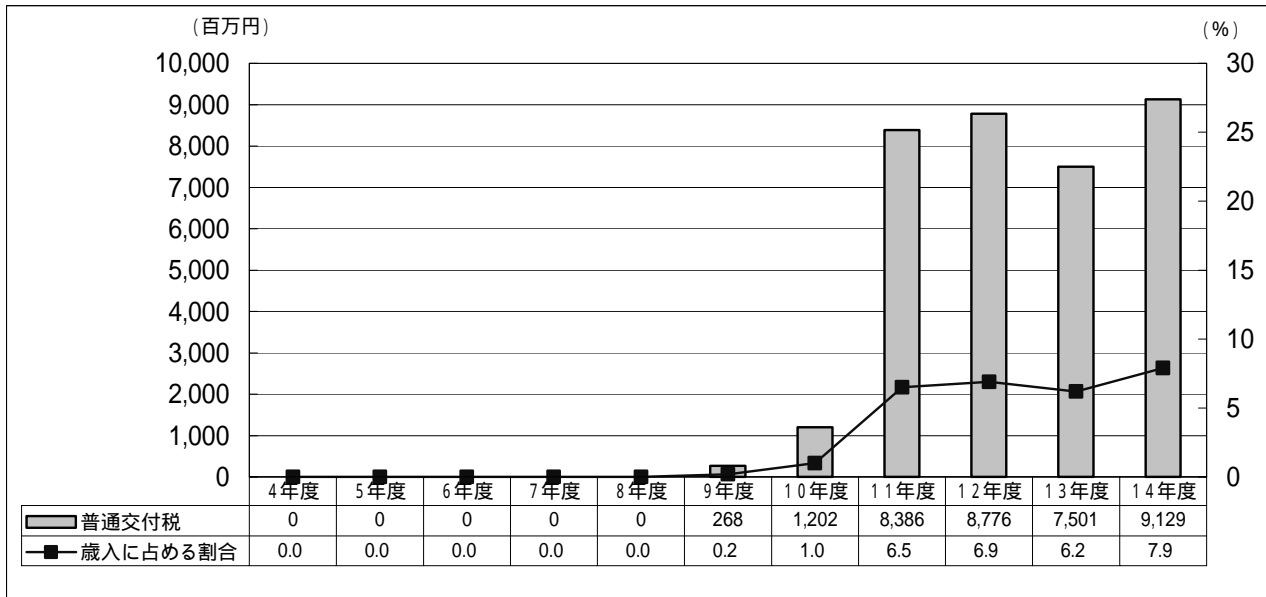
#### (3) 住民一人当たりの税収



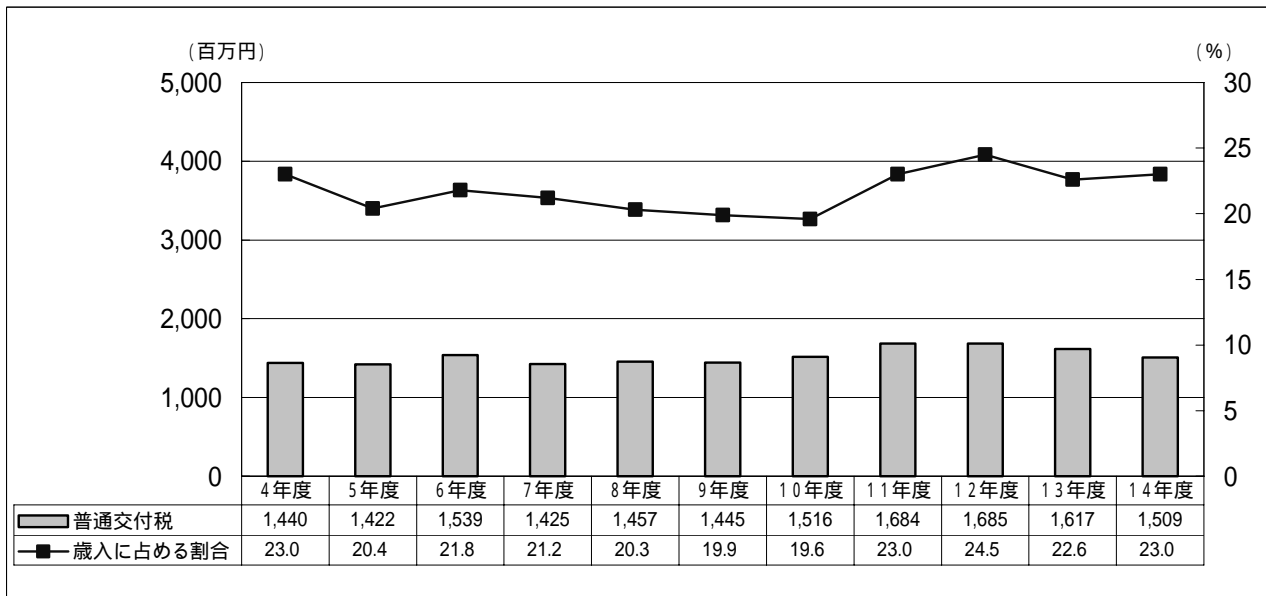
人口は、各年度3月31日の住民基本台帳人口

## 4 普通交付税の推移

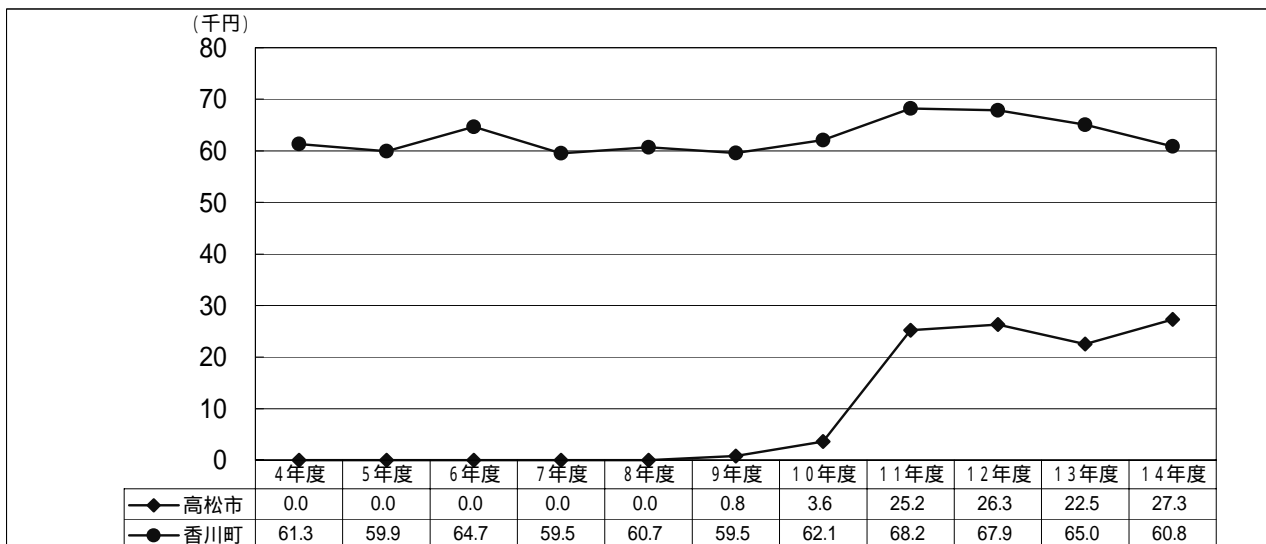
### (1) 高松市



### (2) 香川町



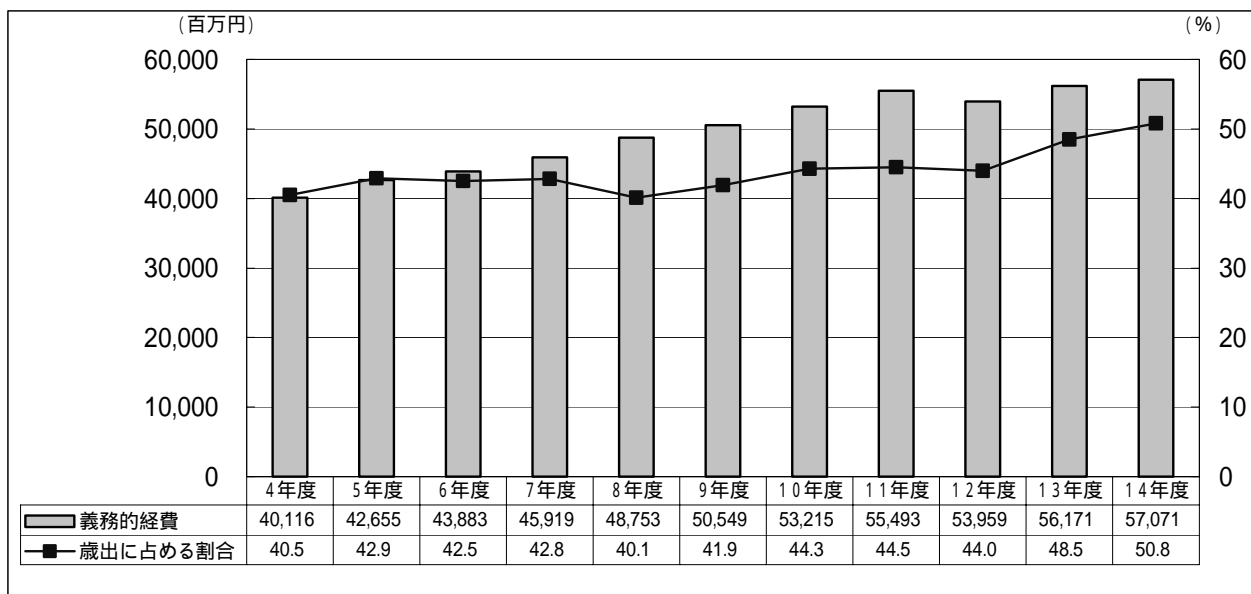
### (3) 住民一人当たりの普通交付税



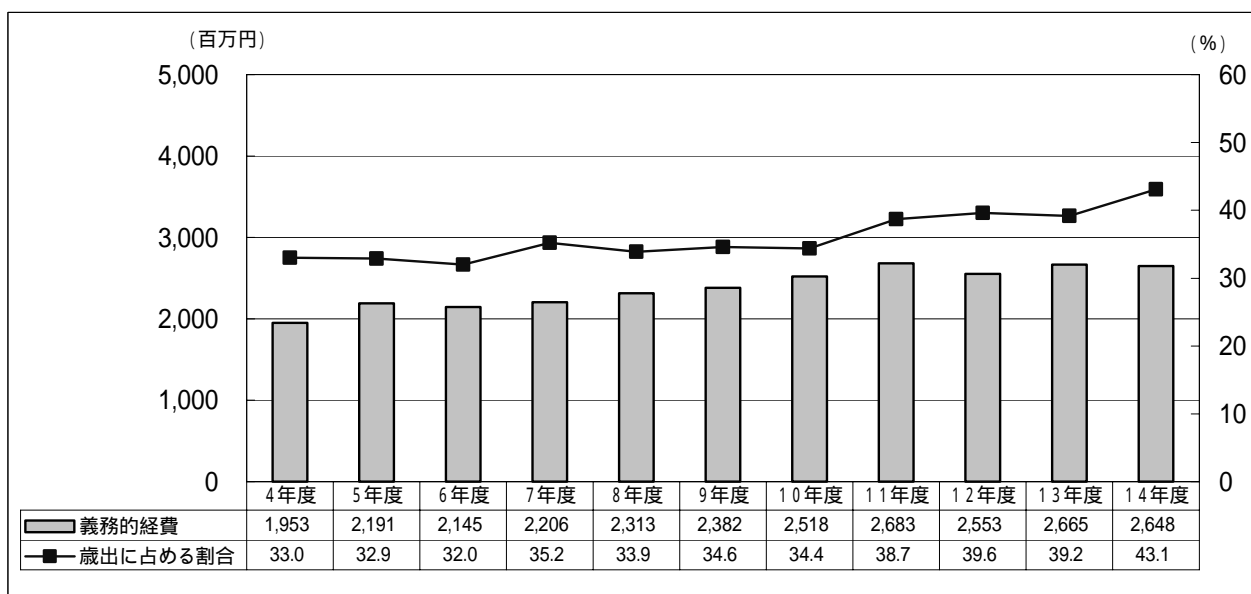
人口は、各年度3月31日の住民基本台帳人口

## 5 義務的経費の推移

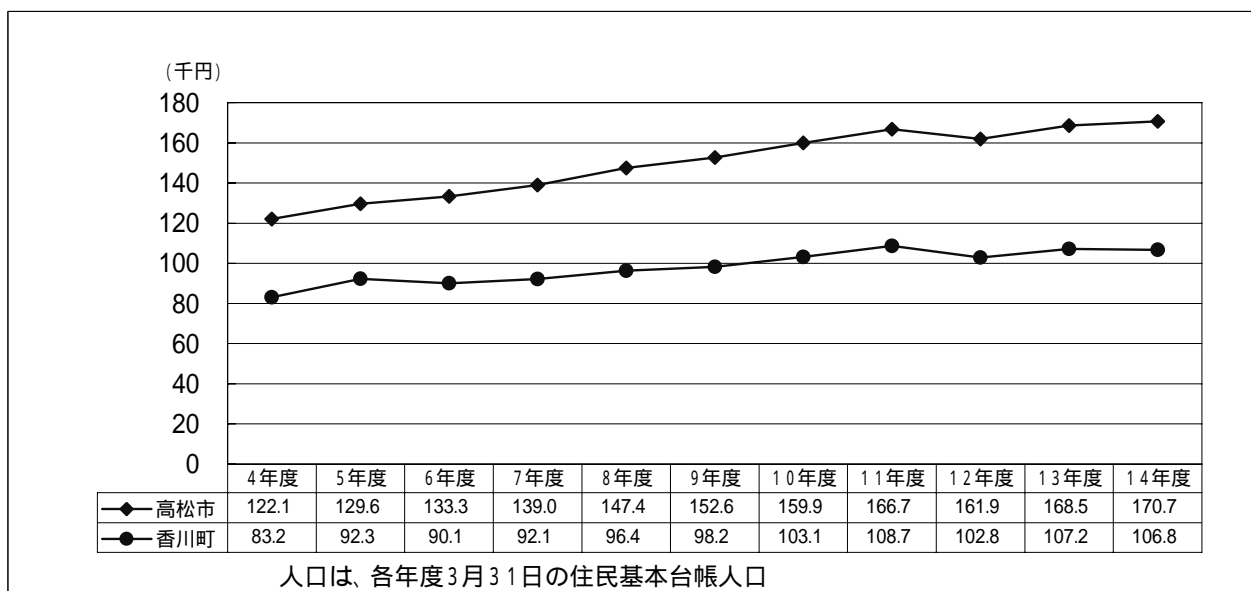
### (1) 高松市



### (2) 香川町

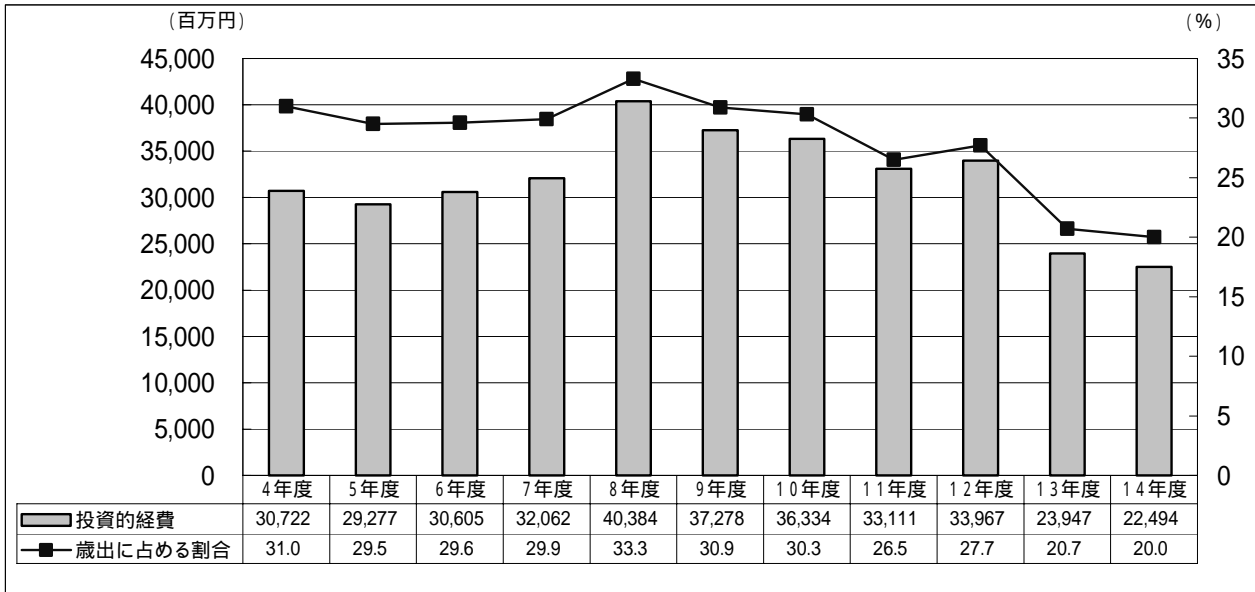


### (3) 住民一人当たりの義務的経費

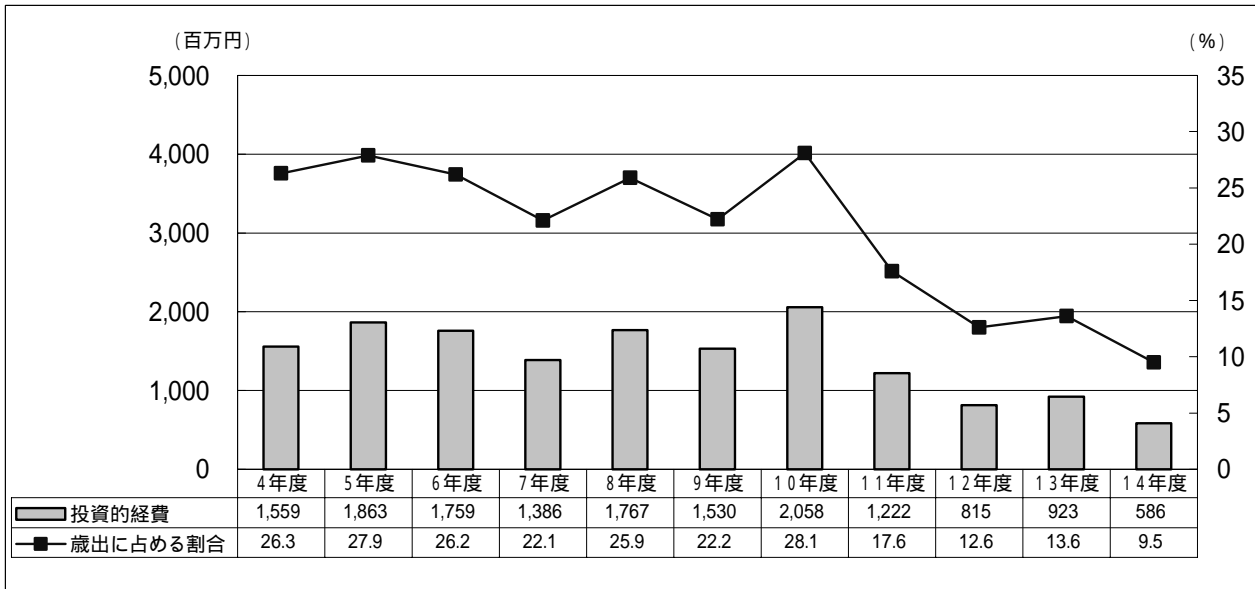


## 6 投資的経費の推移

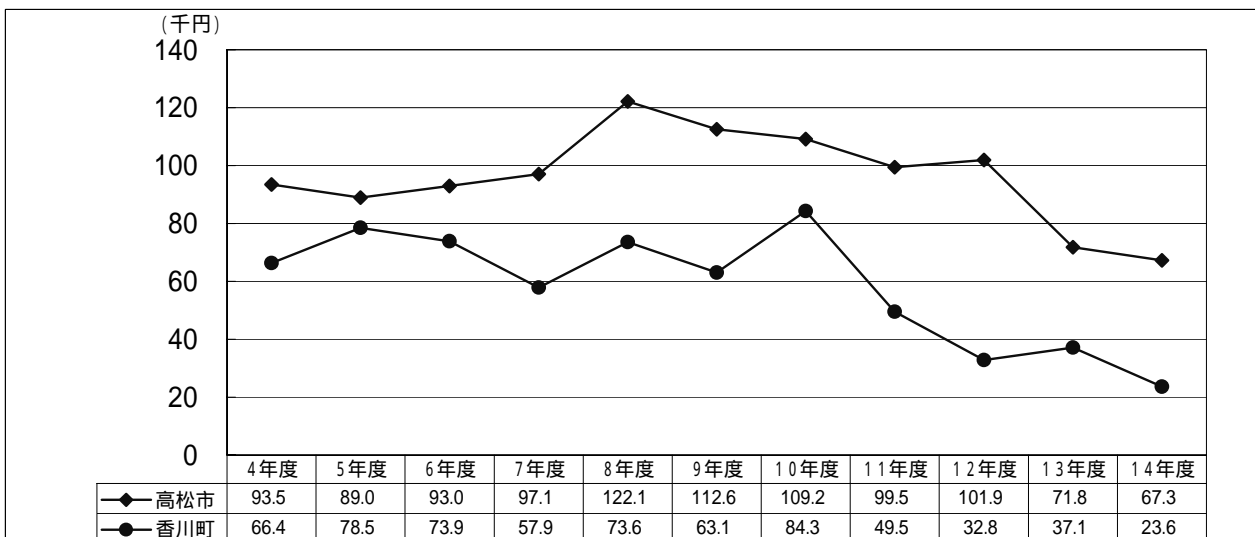
### (1) 高松市



### (2) 香川町



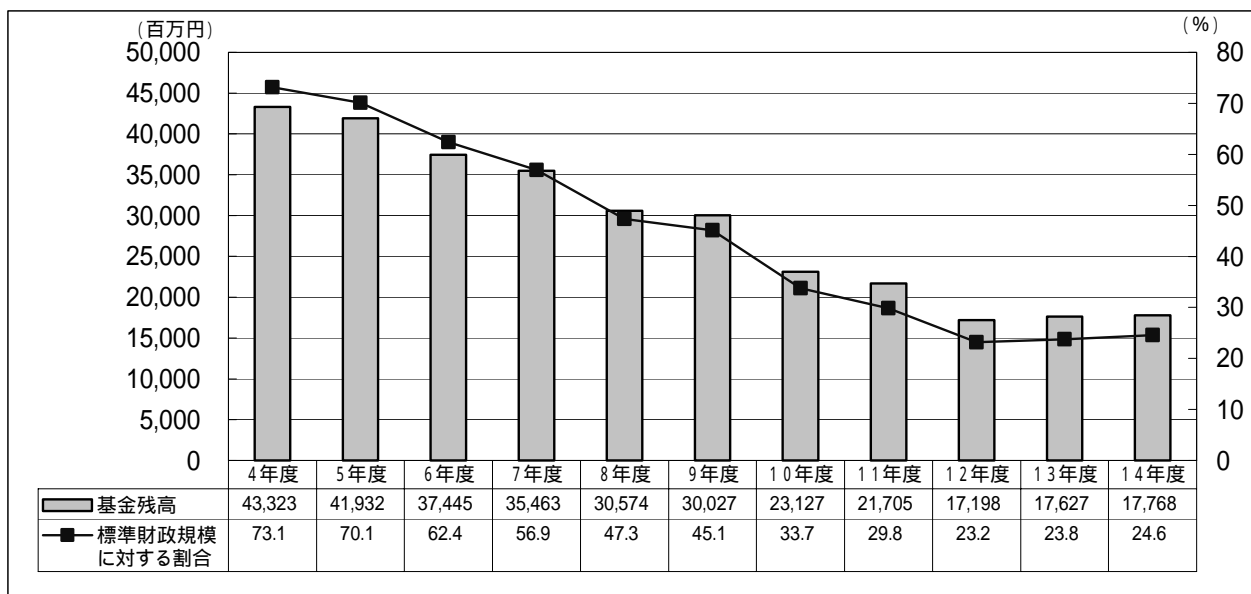
### (3) 住民一人当たりの投資的経費



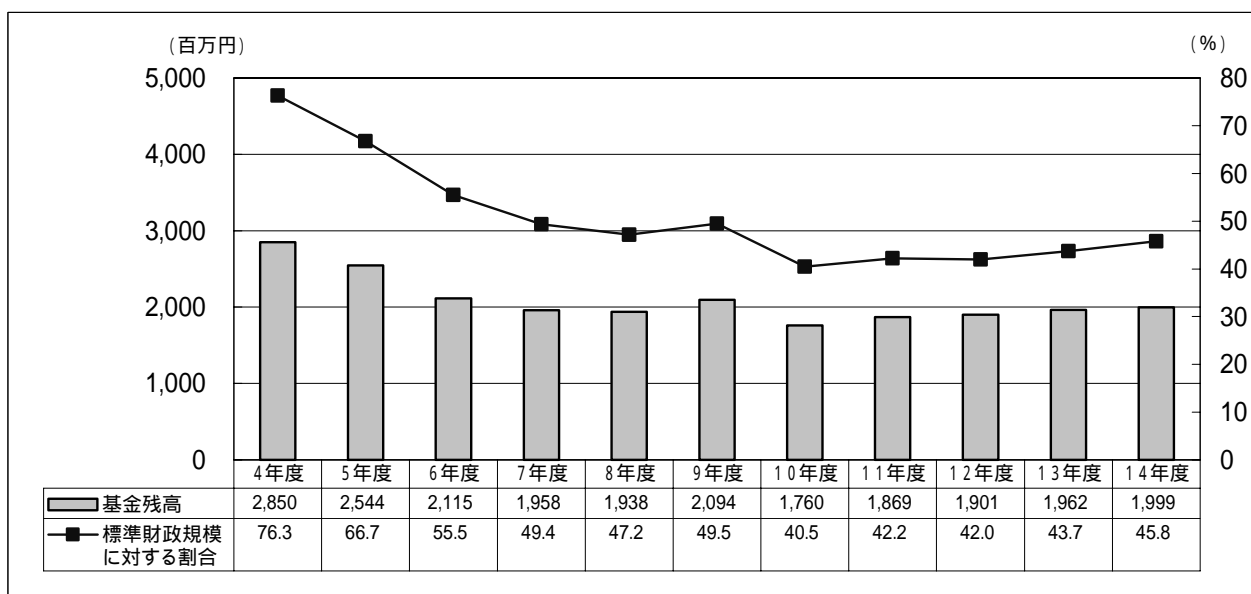
人口は、各年度3月31日の住民基本台帳人口

## 7 基金残高の推移

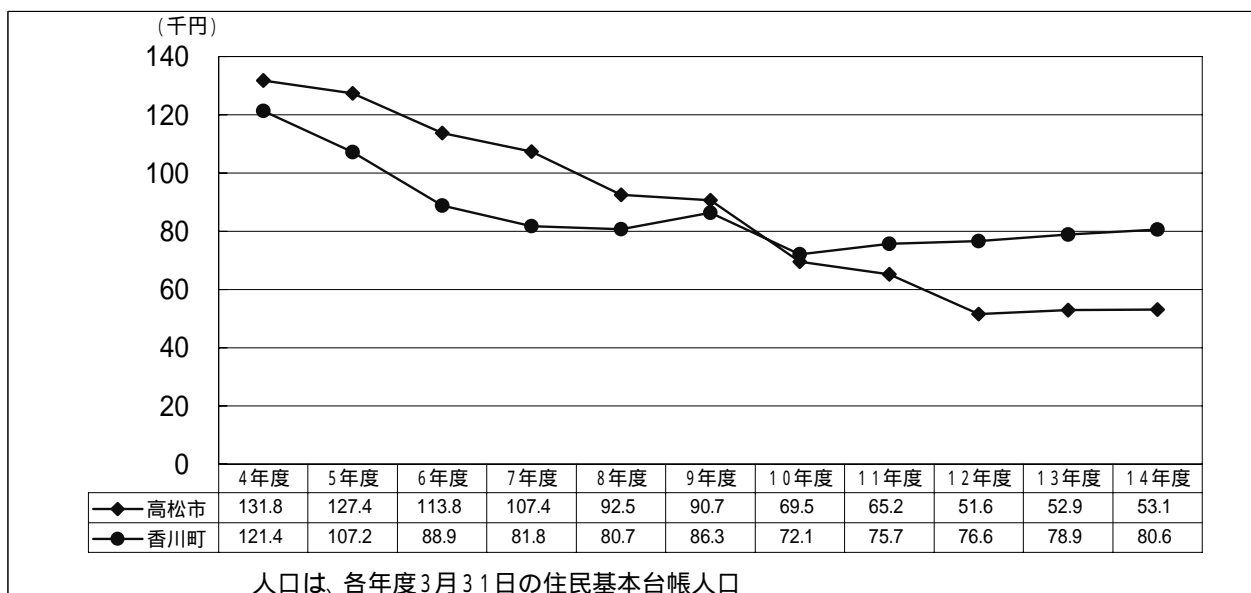
### (1) 高松市



### (2) 香川町

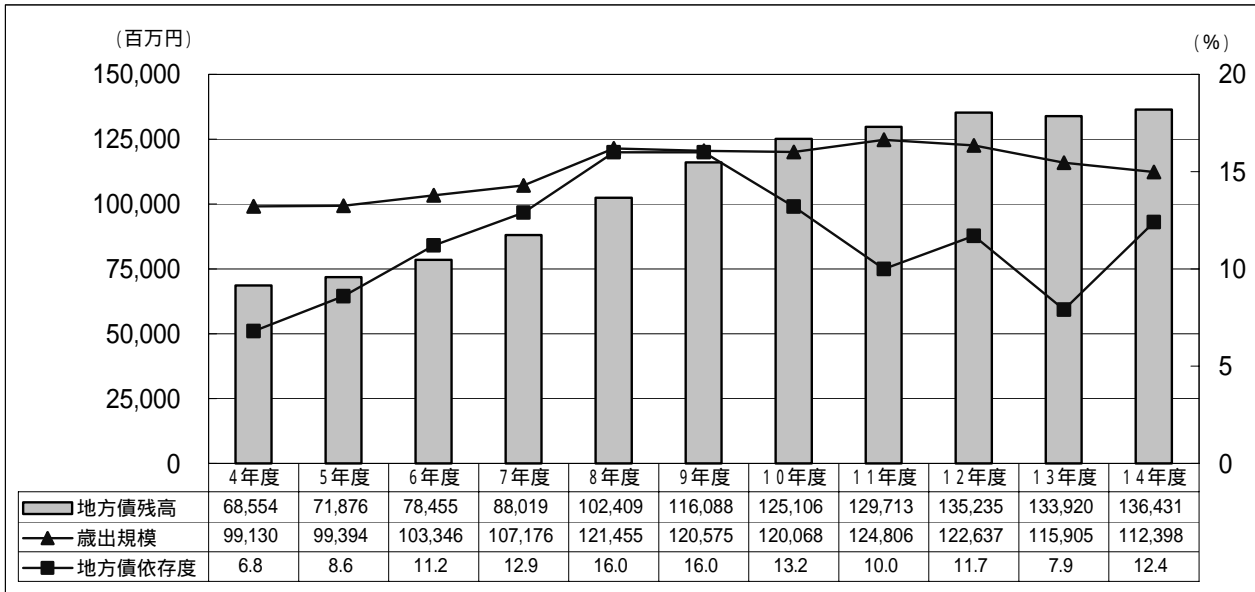


### (3) 住民一人当たりの基金残高

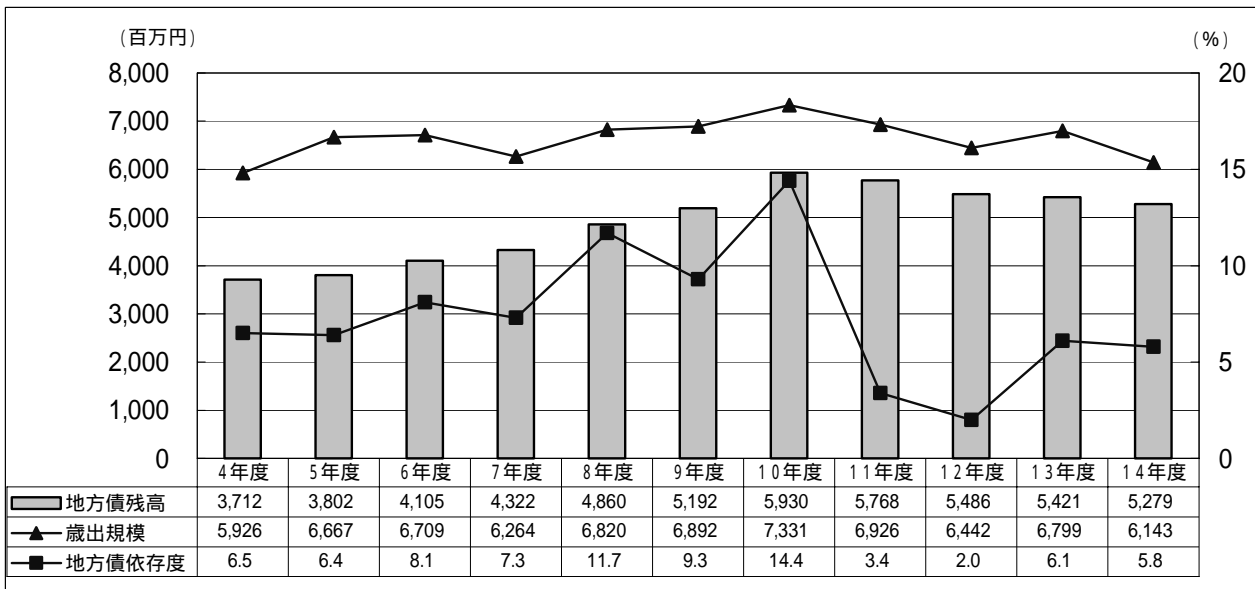


## 8 地方債残高の推移

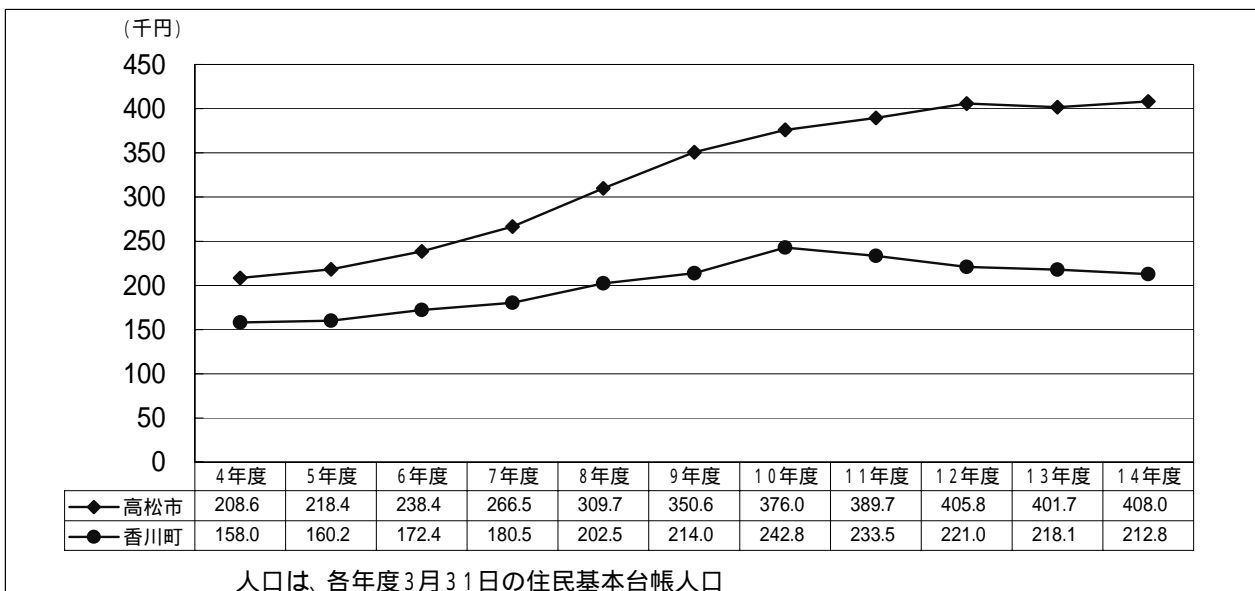
### (1) 高松市



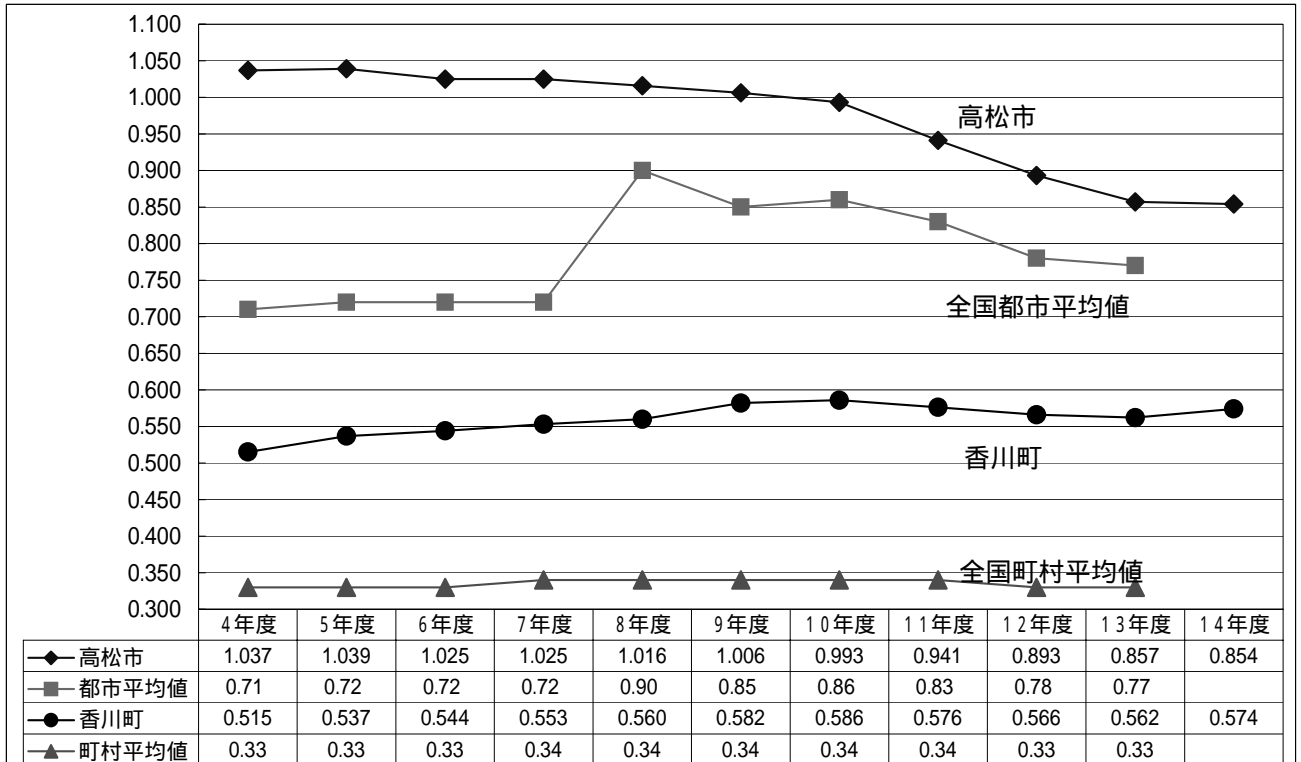
### (2) 香川町



### (3) 住民一人当たりの地方債残高

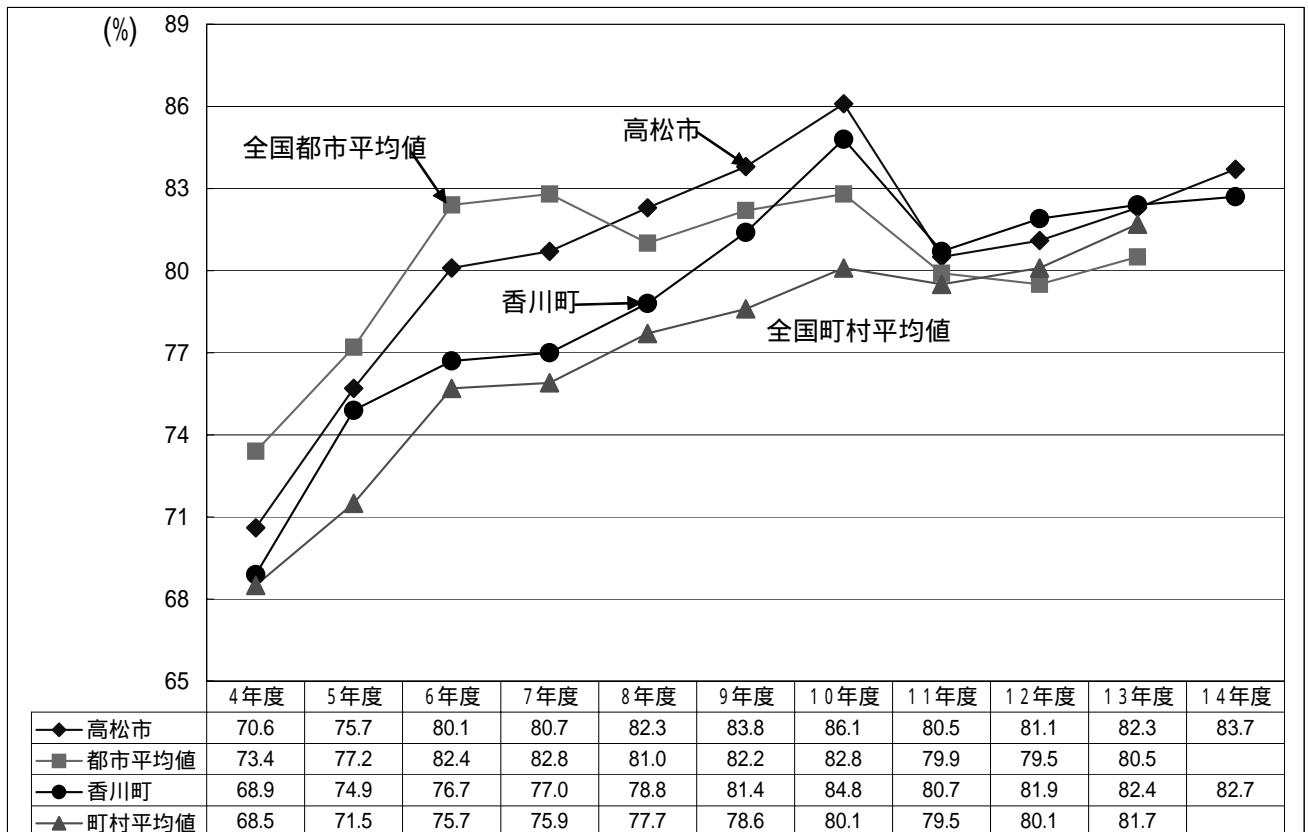


## 9 財政力指数の推移



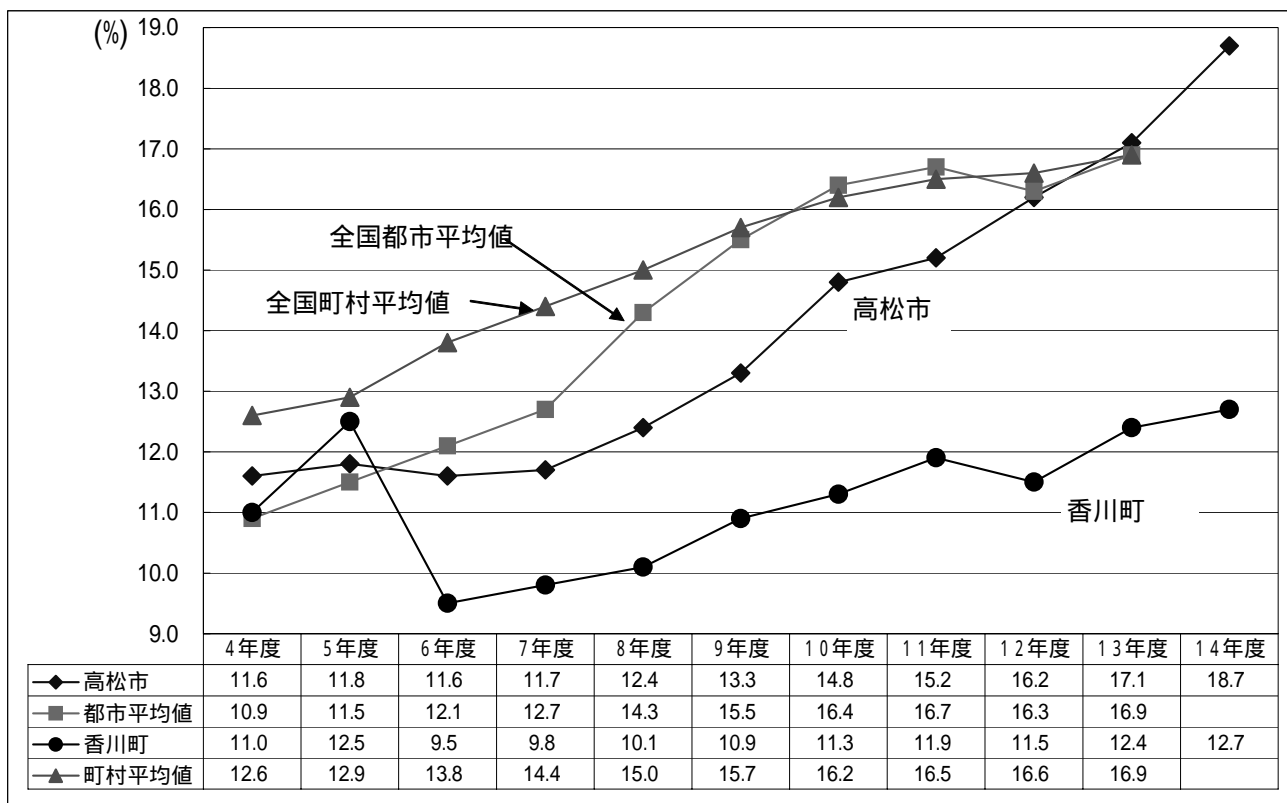
都市平均値については、平成8年度以降は、中核市平均値である。

## 10 経常収支比率の推移



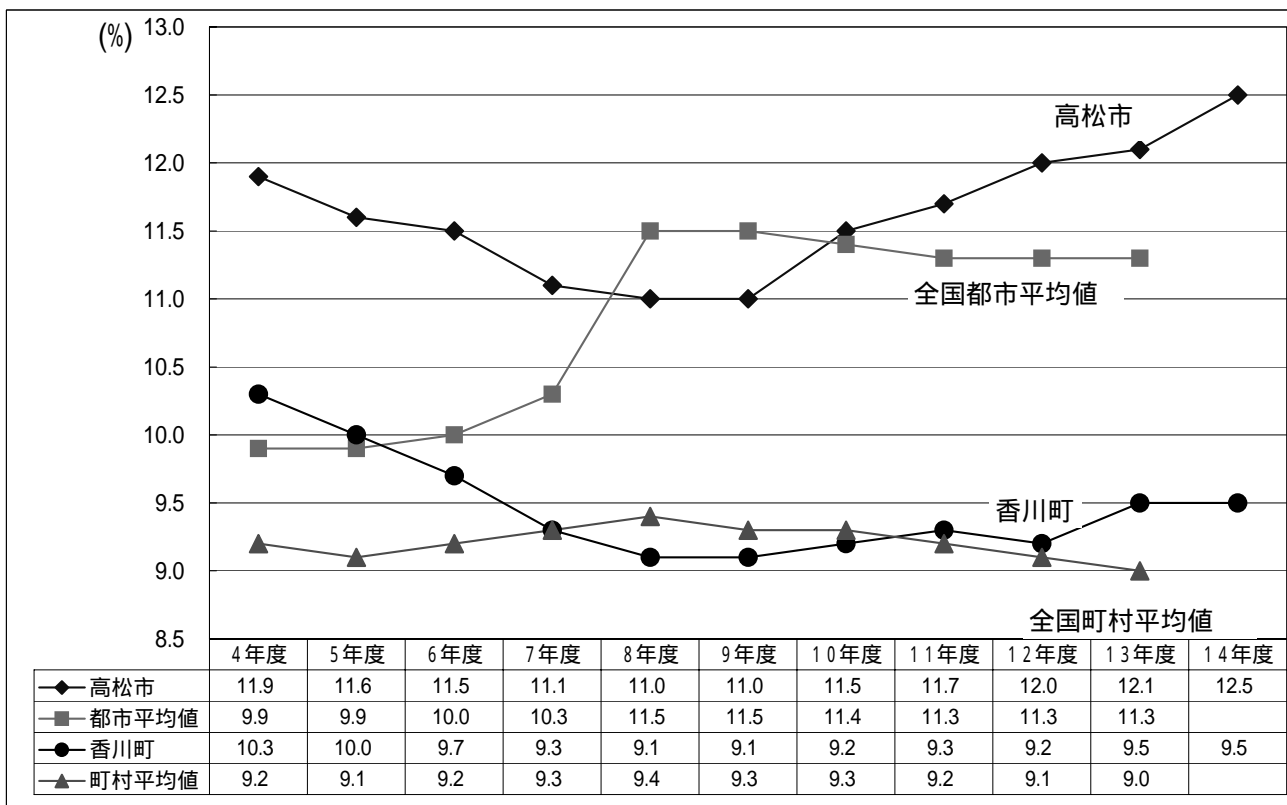
都市平均値については、平成8年度以降は、中核市平均値である。

## 1 1 公債費負担比率の推移



都市平均値については、平成8年度以降は、中核市平均値である。

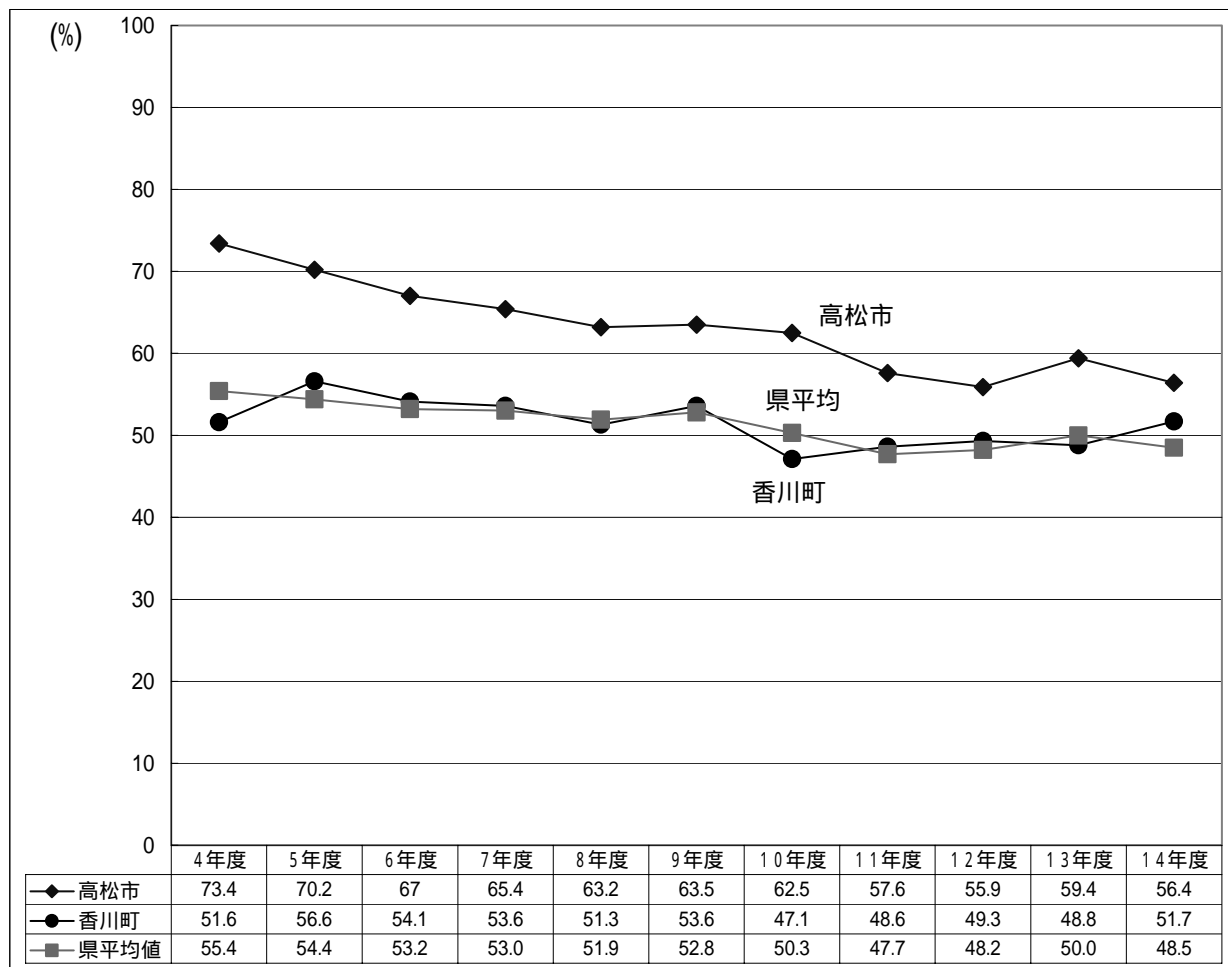
## 1 2 起債制限比率の推移



都市平均値については、平成8年度以降は、中核市平均値である。



### 1.3 自主財源比率の推移



### 3 三位一体改革と地方交付税について

#### 《三位一体改革》

##### 1 三位一体改革のポイント

- (1) 「官から民へ」、「国から地方へ」の考え方の下、地方の権限と責任を大幅に拡大し、国と地方の明確な役割分担に基づいた自主・自立の地域社会からなる地方分権型の新しい行政システムを構築する。
- (2) 国の関与を縮小し、税源移譲等により地方税の充実を図り、歳入・歳出両面で地方の自由度を高める。
- (3) 受益と負担の関係を明確化し、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で自主的、効率的に選択する幅を拡大する。
- (4) 行政の効率化、歳出の縮減・合理化など国・地方を通じた行財政改革を推進し、行財政システムを持続可能なものへと変革するなど、「効率的で小さな政府」を実現する。

##### 2 改革の具体的な工程（改革は、平成18年度までの3年間で行う。）

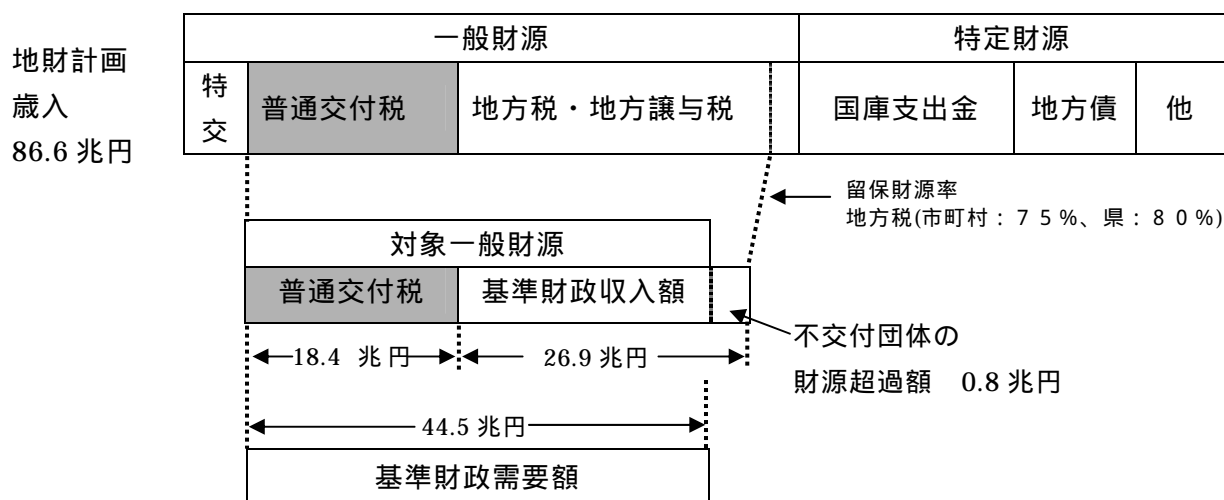
- (1) 国庫補助負担金の改革 概ね4兆円の廃止、縮減等  
公共事業も含め、事務事業の徹底的な見直しを行い、国庫補助負担金（15年度当初：20.4兆円）については、概ね4兆円を目途に廃止、縮減等の改革を行う。
- (2) 地方交付税の改革  
地方財政計画の歳出を徹底的に見直すことにより、地方交付税の総額を抑制し、財源保障機能を縮小する。
  - ・補助事業の抑制
  - ・地方財政計画上の人員を4万人以上純減 約1.6%減
    - ・平成15年度：約248万人
  - ・投資的経費（単独）を平成2～3年度の水準を目安に抑制 約10.5%減
    - ・平成15年度：約14兆8,800億円 3年度：13兆3,213億円
  - ・一般行政経費等を現在の水準以下に抑制国の関与・縮小に対応した算定方法の簡素化を進める。  
小規模自治体に手厚く地方交付税を配分する「段階補正」の見直しを進める。  
地方債元利償還金の後年度参入措置(事業費補正)を事業の性格に応じて見直す。  
地方交付税の不交付団体の人口割合を大幅に高めていく。
- (3) 税源移譲を含む税源配分の見直し  
税源移譲は、基幹税の充実を基本に行う。
  - ・廃止する補助金の8割程度を目安に移譲
  - ・義務的な事業は、徹底的な効率化を図った上で、その所要の全額を移譲する。地方の財政運営に支障を生じないように暫定的に財源措置を講じる。  
地方の課税自主権の拡大を図る。

## 《地方交付税》

### 1 地方財政計画と地方交付税

- (1) 地方交付税の総額は、地方財政計画における地方財政全体の標準的な歳入、歳出の見積もりに基づき、マクロベースで決定される。
- (2) 各団体への普通交付税の交付額は、基準財政需要額から基準財政収入額を控除した額を基本として決定されるが、基準財政需要額は、地方財政計画の歳出のうち、一般財源対応分を参入するものである。

### (3) 概念図（14年度）

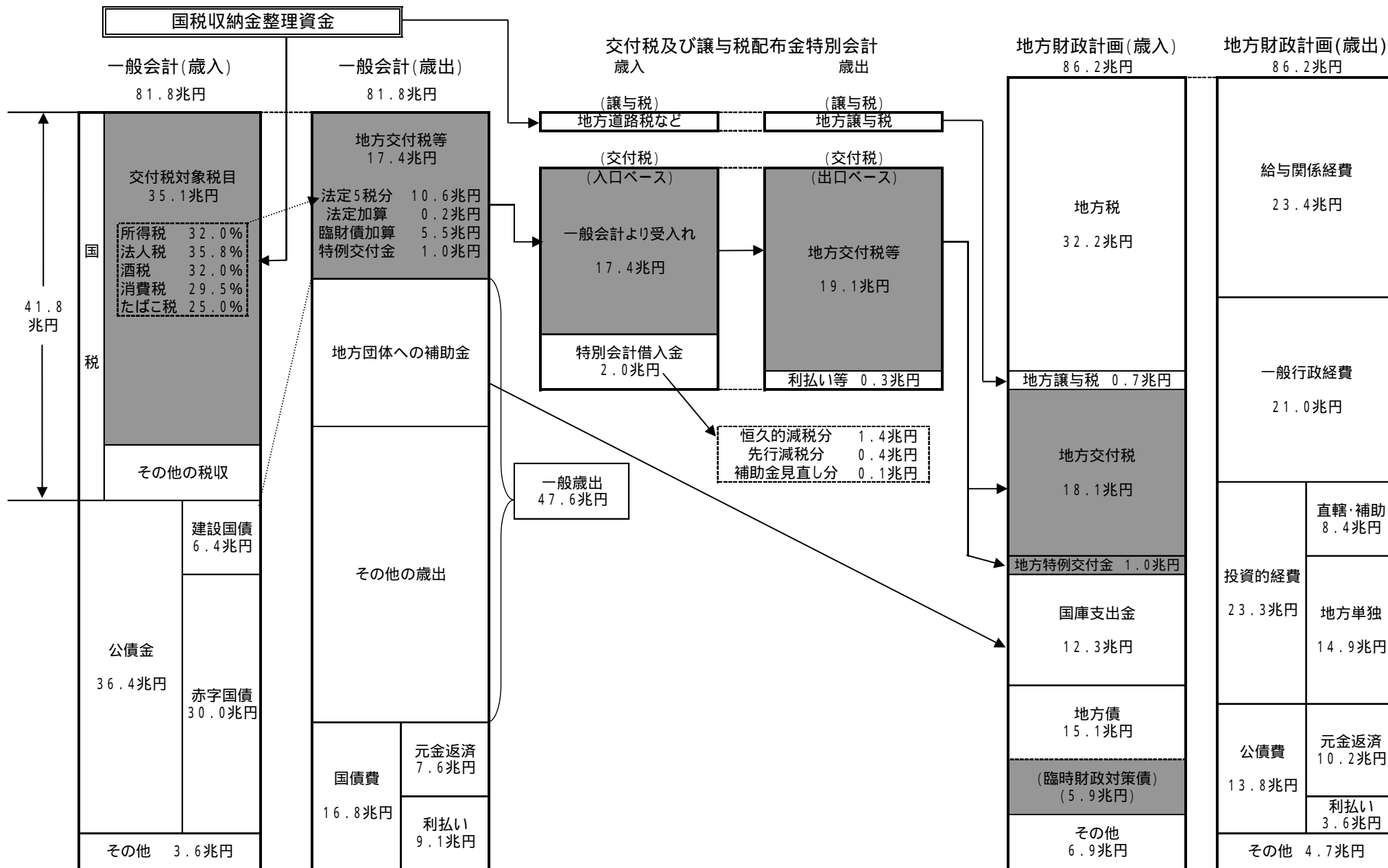


### 2 地方財政計画における財源不足の補填（平成15年度）

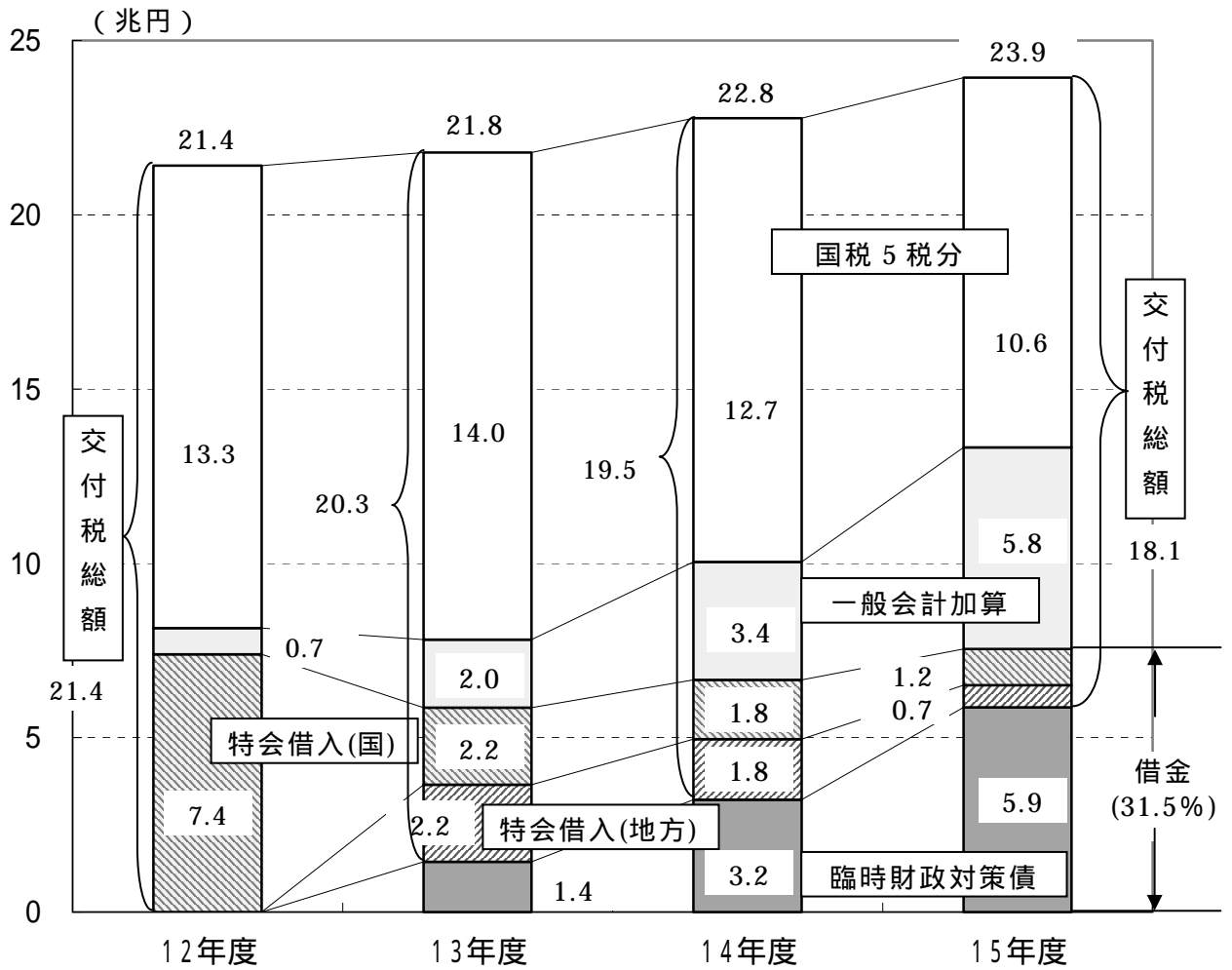
- (1) 通常収支の不足の補填・・・・・・・・・・約 1兆3,457億円  
 地方交付税の増額（一般会計加算）・・・・・・・・約 5兆7,361億円  
 既往法定分等 約 1,945億円 (A)  
 臨時財政対策債分 約 5兆5,416億円 (B)  
 臨時財政対策債の発行・・・・・・・・・・約 5兆8,696億円  
 財源対策債・・・・・・・・・・約 1兆8,400億円
- (2) 恒久的な減税に係る補填・・・・・・・・・・約 3兆2,437億円  
 交付税特別会計借入金・・・・・・・・・・約 1兆3,880億円 (C)  
 一般会計加算・・・・・・・・・・約 420億円 (A)  
 地方特例交付金、減税補填債等・・・・・・・・・・約 1兆8,137億円
- (3) 先行減税に係る補填・・・・・・・・・・約 6,873億円  
 交付税特別会計借入金・・・・・・・・・・約 4,463億円 (D)  
 減税補填債・・・・・・・・・・約 2,410億円
- (4) 国庫補助負担金の見直しに伴う補填・・・・・・・・・・約 2,344億円  
 交付税特別会計借入金・・・・・・・・・・約 1,172億円 (E)  
 地方特例交付金・・・・・・・・・・約 1,172億円



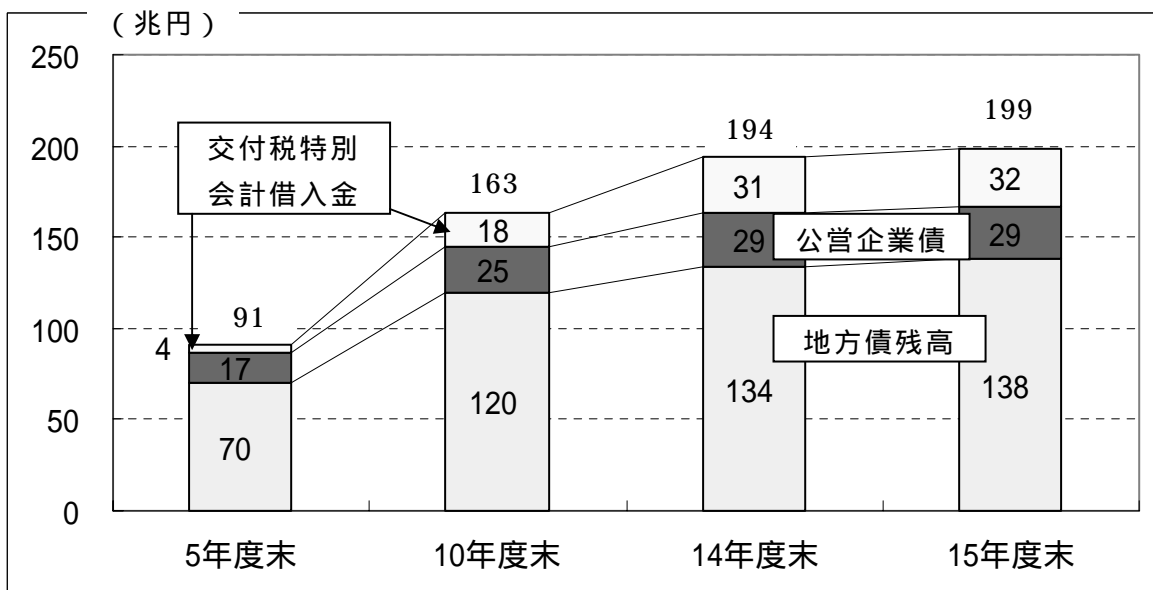
1 国の予算と地方財政計画の関係（平成15年度）【参考】



## 2 地方交付税総額の推移（概念図）



## 3 長期債務残高（地方）



#### 4 普通交付税（市町村分）の推移

区 分		10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
香川県	交付税額（百万円）	68,176	80,322	80,167	73,844	71,845	66,349
	対前年度比（％）	4.9	17.8	0.2	7.9	2.7	7.6
全国	交付税額（億円）	78,331	86,920	87,529	82,467	77,327	71,677
	対前年度比（％）	4.4	11.0	0.7	5.8	6.2	7.3
地方財政計画	総額（兆円）	87.1	88.5	88.9	89.3	87.6	86.2
	対前年度比（％）	2.1	1.6	0.5	0.4	1.9	1.6

#### 5 段階補正の見直し

##### (1) 段階補正とは

行政経費は、一般的には規模の小さな市町村ほど割高になる傾向があるので、必要な財源を保障するため、地方交付税を割り増して算定する段階補正を適用している。

##### (2) 見直しの趣旨

小規模団体にあっても、職員の兼務や外部委託等により合理的・効率的に行財政運営を行っている地方公共団体もあり、そのような実態を反映させる。

##### (3) 見直しの手法

全団体の平均を基礎として割増率を算定する手法を改め、より効率的な財政運営を行っている上位3分の2の団体の平均を基礎として割増率を算出する。

3年間（平成14～16年度）で、5万人未満の市町村を対象に、交付税額を削減する。

##### (4) 影響額

全国総額で年間約700億円、3年間で約2,000億円

個別団体の影響額

団体の人口段階	単年度影響額
1,000人前後	概ね 8百万円
4,000人前後	概ね 18百万円
8,000人前後	概ね 17百万円
12,000人前後	概ね 17百万円
20,000人前後	概ね 17百万円
30,000人前後	概ね 10百万円

## 財政用語解説

用語	解説
地方交付税	<p>国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税の一定割合を、地方公共団体が等しく事務を遂行することができるよう、一定の基準により国が交付する税のことをいいます。</p> <p>国の三位一体改革では、地方交付税総額を抑制し、財源保障機能を縮小するなど、改革が進められています。</p>
義務的経費	<p>人件費、扶助費、公債費のように、その支出が義務づけられ、任意に削減することができない硬直性の強い経費です。</p> <p>歳出に占めるこれらの経費の割合が高くなれば、それだけ財政が硬直化している（ゆとりがない）ことを示します。</p>
人件費	地方公務員の給与や退職金等に要する経費のことです。
扶助費	生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法などの法令に基づいて支出する経費で、任意に縮減、圧縮できません。地方自治体独自の支出も含まれます。
公債費	地方債の元金の返済、利子の支払いに要する経費のことです。
投資的経費	その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費です。道路、橋りょう、公園、学校などの建設や大規模修繕など社会資本の整備に要する経費です。
標準財政規模	<p>標準税率で算定した税収入額と地方道路譲与税などの税外収入に地方交付税を加えた額(地方公共団体が通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源)です。</p> <p>標準財政規模の20%を超える財政赤字が生ずると、地方債の発行を制限され、財政再建準用団体の申請を余儀なくされます。</p>
財政力指数	地方公共団体の財政力を示す数値で、地方交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値をいいます。この数値が1を超えるか、1に近いほど財源に余裕があるといえることができます。
経常収支比率	<p><math display="block">\frac{\text{経常的経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源収入}} \times 100 (\%)</math></p> <p>人件費、公債費などの経常的経費(固定経費)に対して、地方税や地方交付税に代表される経常的に収入される一般財源が、どれだけ充当されているかを表す指標で、財政収支構造の弾力性をみる最も代表的な指標です。この指標が低いことは、投資的な経費に向けられる財源が多い(余裕がある)とことであり、一般的に、市にあっては、80%、町村にあっては、75%を超えると弾力性を失いつつあるといわれています。</p> <p>なお、13年度から、臨時財政対策債及び減税補てん債の新規発行額を経常一般財源収入に加算して算出した数値を採用しています。</p>



用語	解説
公債費負担比率	<p>公債費充当一般財源 / 一般財源収入総額 × 100 ( % )</p> <p>地方債の償還や一時借入れ金の利払いに充当された一般財源の一般財源総額に占める割合を表し、公債費という最も硬直的な経費に充てられた一般財源の割合をみることにより、財政運営の硬直性をみようとするものです。一般的には、この比率の 15 % が警戒ライン、20 % が危険ラインといわれています。</p>
起債制限比率	<p>地方債元利償還金から繰上償還された額を除き、さらにこれが充当された一般財源のうち地方交付税が措置されたものを除いたものが、標準財政規模に対して占める割合をみることにより、財政構造の弾力性をみようとするものである。</p> <p>この指標は地方債の許可の制限に用いられており、20 % 以上の団体に対しては、原則として一般単独事業債などの発行が制限される。</p> <p>なお、13 年度から、算定式の分母に臨時財政対策債発行可能額を含めて算出することとなりました。</p>
自主財源	<p>自主的に収入できる財源のことで、地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入などです。</p>